

愛隣堂出版

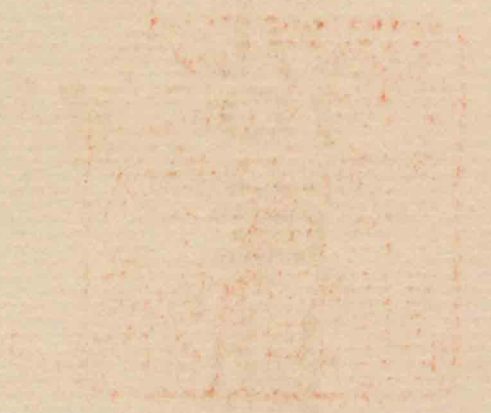
渡良瀬沿岸地方史蹟

赤峰岡部福藏著

K293
037

岡部赤峰著

渡良瀬沿岸地方史蹟



序言

本書は、曩きに 今上天皇陛下御即位御大典記念として発行したる拙著桐生地方史の増補として、起稿せるものなれど、特に同好者の希望に應ずる爲め、短篇小冊子として出版せるものなり。

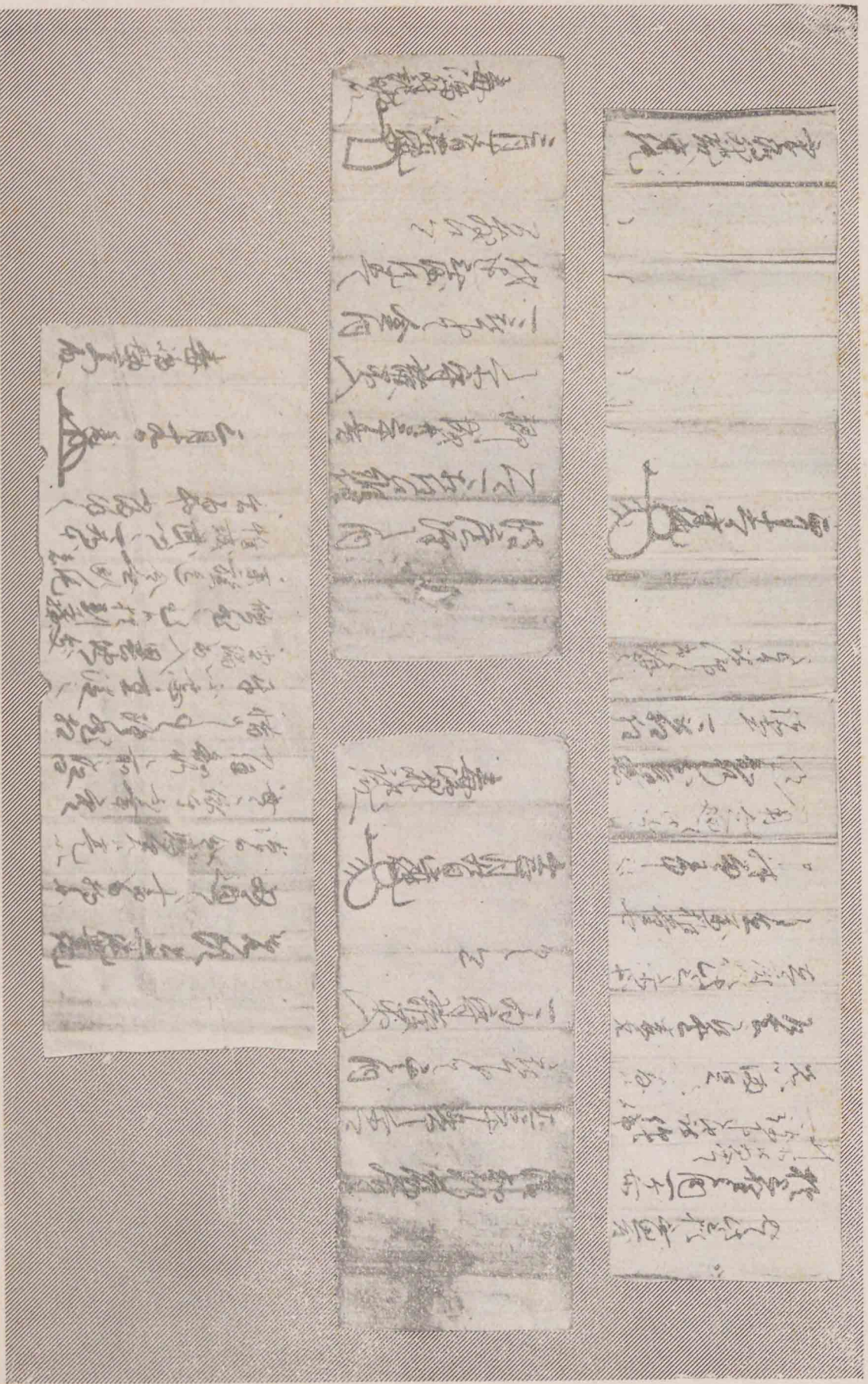
全篇一應踏査せる所なれども、素より淺學且推敲不十分なるを以て、誤解杜撰の譏亦尠からざるべし、幸に讀者諸彦其誤謬を指摘して、垂教を惜まざらんことを、切に望んでやまざる所なり。

昭和の四とせ四月下浣

桐生 今泉の僑居に於て

著者識





山田郡廣澤村毒島忠孝所藏

書文宛氏島毒臣其・純義同・純豊同・純守松岩

集古十種 松平樂翁撰 碑銘六所載、 桐生碑、 現今所在不明、 地方人の 調査を望む

上野國桐生碑 高四尺四寸餘 廣一尺七寸餘



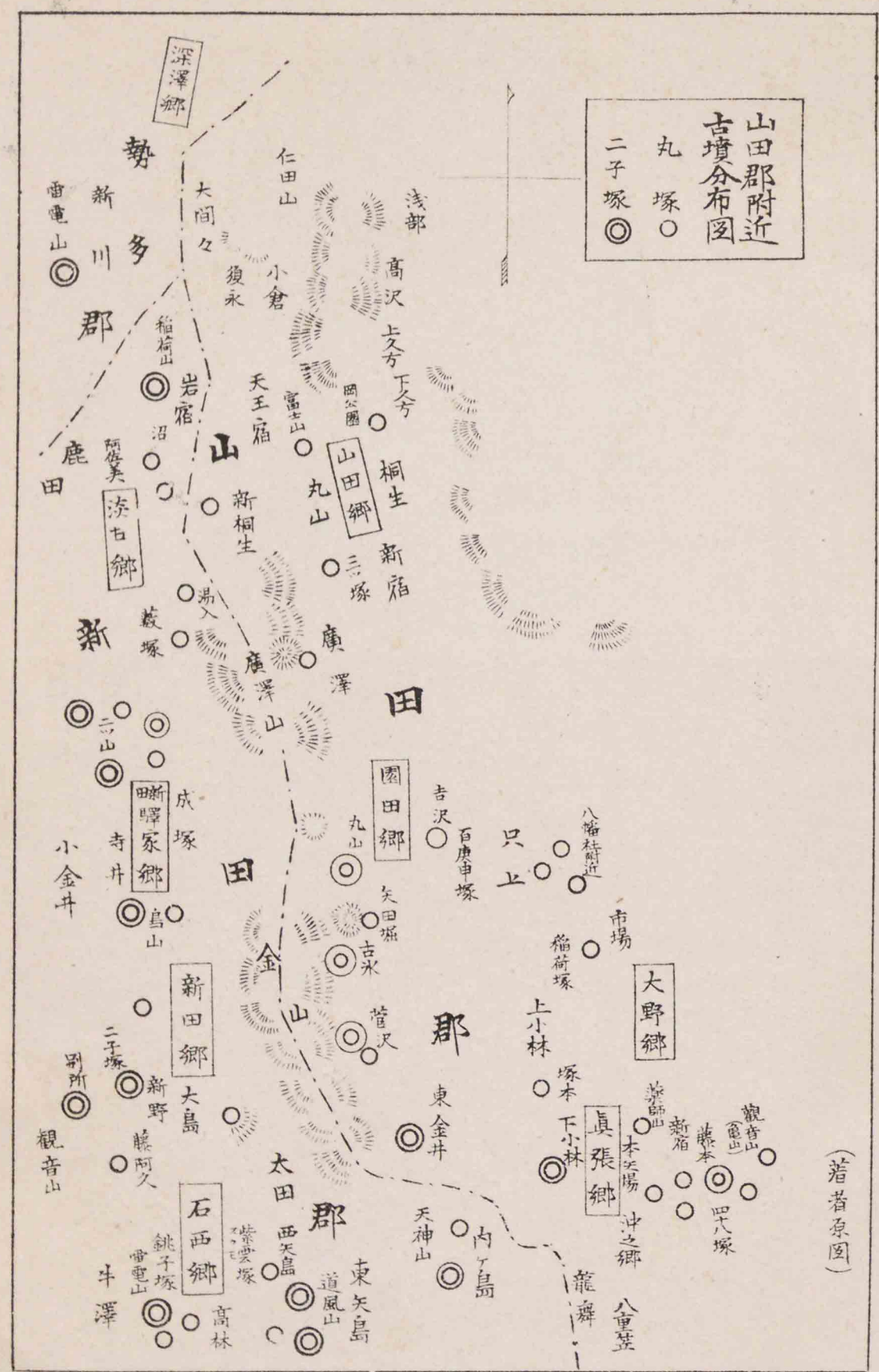
阿彌陀佛
舍那摩訶訶
以上右側一行分

起漢歸唐入魏
釋梵羅漢制觀
以上左側一行分

應安六年は北朝後圓融院の年號にして 南朝長慶天皇の文中二年に當り、昭和三年より五百五十五年前なり。

地獄天堂 右為總首
皆為淨土眾
應安六年七月五日
有性無性乃至從乘
願成佛道故也

(著者原図)



山田郡附近
古墳分布図
丸塚○
二子塚◎

著者近影と筆蹟



我輩生地の新田流大領家氏の
長子錦右太郎氏の食邑所し
新田左衛門右衛門正長提督の
妙満山太史考、新田義堂の
世に於て悪源太史考、未だ人
妙満比丘尼の同墓を七箇所
室の遺蹟地あり

尾形福松
昭和四年五月廿

渡良瀬沿岸地方史蹟

目次

口繪	岩松守純、豊純、義純、三代の古文書(寫眞) 集古十種所載、桐生碑(寫眞)山田郡附近古墳分布圖 著者近影と筆蹟	一
(古墳)	山田郡毛里田村大字吉澤 百庚申塚古墳	四
(金石文)	南無阿彌陀佛を刻せる方柱古碑、	五
同	園田成實墓碑、	六
同	野州小俣雞足寺五大尊堂鐘銘、	七
同	毛里田村今泉曹源寺内、延文二年の古碑、	八
同	同村市場の古碑、	一一
同	集古十種所載の桐生古碑、	一二
同	山田郡塚本の新田義貞夫人勾當内侍の墓碑、	一三
同	矢田堀瑞岩寺内泉伊豫守繁俊碑、	一三
同	近衛關白前久公の揮毫せる梅田村淺部の庚申塔と同所觀音堂前の芭蕉碑、	一四
同	桐生山鳳仙寺鐘銘、	一四

(金石文)

- 同 勢多郡新里村新川善昌寺鐘銘並引、 一五
- 同 山田郡梅田村寶樹山西方寺梵鐘銘、 一七
- 同 同郡毛里田村丸山、上陽米山藥師堂鐘銘、 一八
- 同 同鱒口銘、 一九
- 同 勢多郡新川、新光大平山妙珠院善昌寺碑、 二〇
- 同 桐生新町詩人佐羽淡齋墓記、 二二
- 同 大間々東、要害山頂、佐羽淡齋十山亭碑、 二五
- 同 新田郡笠懸村鹿ノ川、幕府、名代官贈從五位岡上次郎兵衛景能墓碑 二五
- 同 同郡簸塚本町大原、岡上景能紀功碑、 二六
- 同 大間々東、要害山西側、高津戸古柵碑、 二八
- 同 山田郡川内村小倉峠西麓、新道開鑿之碑 三〇
- 同 勢多郡水沼、開道碑、 三一

附、新道開通式に於ける楫取群馬縣令の祝辭

(古文書)

- 同 足利尊氏より彦部四郎宛文書、 三四
- 同 井彈正光任より新田義興の從士南瀬口六郎宛文書 三五

- 同 正本文書の藤心郷と山田郡廣澤村、 三六
- 同 近衛關白龍山公(前久) 文書、 三七
- 同 同 きりう御館宛文書、 三七
- 同 武田信玄より足利將軍執事一色彦部宛文書、 三八
- 同 古河公方足利義氏より新田金山城主由良成繁宛文書、 三九
- 同 由良成繁より名草宛文書、 三九
- 同 小田原北條氏政の長臣松田尾張守秀政文書、 四〇
- 同 古河公方足利義氏より新田金山由良氏の族泉中務大輔宛文書、 四一
- 同 古河公方足利義氏より新田金山城主横瀬信濃守宛文書、 四一
- 同 足利城主長尾顯長より小俣、蘭田宛文書、 四二
- 同 長尾顯長家臣大島治部少輔外一人文書、 四二
- 同 上州勢多郡黒川村醫王山善雄寺圓乘院天海大僧正法度文書、 四三
- 同 同郡黒保根村上神梅、天台宗覺成寺天海大僧正直末指令狀、 四四
- 同 岩松守純より其臣毒島外記宛文書、 四四
- 同 岩松豊純より毒島外記宛文書、 四五

- (古文書) 岩松義純より毒島勘右衛門宛文書、
 同 岩松孝純(閑湖齋)より毒島七右衛門宛文書、
 同 岩松滿次郎道純より毒島圓二宛文書、
 同 中黒紋付麻上下を贈りし添書、
 (傳説) 勢多郡東村小中の鳥海神社と安倍宗任に關する古傳説、
 同 同村神戸の太郎神社と田原太郎忠廣、
 (史蹟) 同 黒川山中、五蘭田城址、
 (傳説) 栗生頼方と栗生神社、
 同 上田澤の醫光寺と赤城小沼に投せし赤堀氏女の帶地、
 同 愛久澤氏由緒(勢多郡黒保根村)
 (史蹟) 深澤城址 (同上)
 同 上神梅の千人塚、
 (傳説) 勢多郡新里村新川、桃井の腹切石、
 同 山田郡梅田村山地の千世ヶ淵、
 同 同村上久方熊谷三郎兵衛(由井正雪一味)の住所と其墓碑、
- 四六
四八
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五三
五三
五四
五五
五六
五七
六〇
六二

- (傳説) 菱村字黒川(野州足利郡)の泉龍院縁起、
 同 小俣雞足寺(同上)縁起、
 同 金井宗清立腹切りし跡、
 同 廣澤村曾我の七橋、
 同 廣澤村式内加茂神社と源義家、
 同 植木野宗金寺什物俎板の名號、
 同 只上なる村名の由來、
 同 只上の住民、桔梗の花を嫌ひし由來、
 同 只上山兩村石合戦の古例、
 同 龍舞の地名と加茂神社、
 (史蹟) 園田氏の舊館牛房屋敷、
 (傳説) 渡良瀬河道の變遷、
 同 八重笠村の大蛇、
 (天然物) 當地方有名の老木
- 六三
六四
六六
六六
六七
六七
六八
六八
六九
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五

渡良瀬沿岸地方史蹟

赤峰 岡部 福藏 著

(古墳)

山田郡毛里田村大字吉澤、百庚申塚古墳

(瀧澤馬琴著、兔園小説)

上野國山田郡吉澤村堀地所見石棺圖

唐金不動尊 たけ壹寸五分、臺座より火煙先まで貳寸四分、右一體鍔之中

程金箔の光相見、臺に書物切付有之、但小像故不動不分明、

赤がねの輪一 差渡し 壹寸壹分、太さ 一寸廻り、

右は鯖懸り貳分四方程金きせ有

脇差身計 長壹尺貳寸貳分、無銘鍔厚く、しのぎ分り兼、

御領分上州山田郡吉澤村學音寺持地百庚申塚有之、百姓菊太郎心願有之、石坂拵度由にて

山田郡吉澤村百庚
申塚發掘石棺

當三月七日庚申塚東の方少々の岨有之場所、石數多相見候間、堀出候處、四尺計掘候へば、左右大石にて積立候、石棺體の物出、其中より右の品々出申候。

これ村役人より領主への届出なり、五月末の事なりとぞ。

行智曰、倚依は歸依なり集韻倚同音 上州人はエをイといふ、江澤をイサハ、緞をイビといふ類なり、

輪池曰、天平三は辛未なり、天平寶字三は己亥なり、豫その摺本を見しに、筆力書式をもに其時代のものとは見えず、疑ふべきなり、行智曰く、天正三乙亥なれば、天平は天正の誤寫、己亥は乙亥の誤字なるべし、輪池曰、摺本につきて見るに誤字にはあらず。

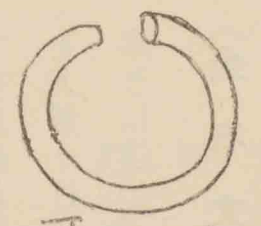
乙酉六月

輪池再記

これは乙酉六月の兎園會の附録なりとぞ。

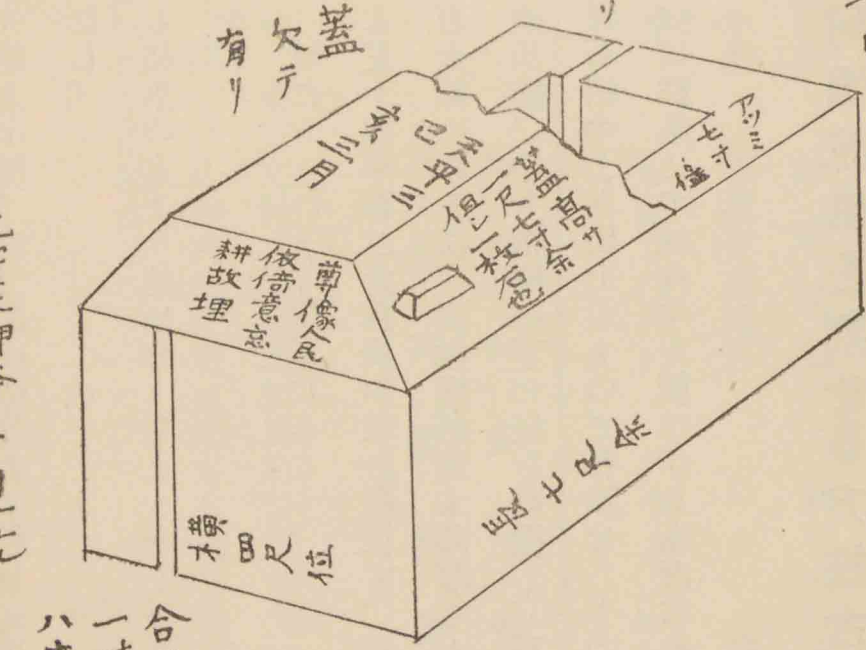
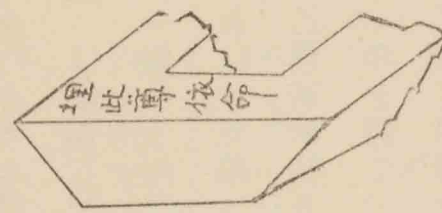
右文政八乙酉年春三月、黒田三五郎様領分上州山田郡吉澤村の内に、數十五ヶ所の塚あり、其内親塚字は七日市と申處を掘候へば圖の如き石棺出づ、同月中旬領主へ訴出候、三月十九日に相越一見いたし候處、石棺圖の如くミカゲ石のやうにて、内の方は至りてカタク、外は水氣を持ちポロポロ致すやうなり、天平三の下に何か文字體のもの見え候、己亥の中にもおなじくあやまり、隨分古く相見え申候、塚の大さ數凡十間四方位、高一丈三四尺も有るべし

不動尊一躰長三寸位
錯服差一本身斗り



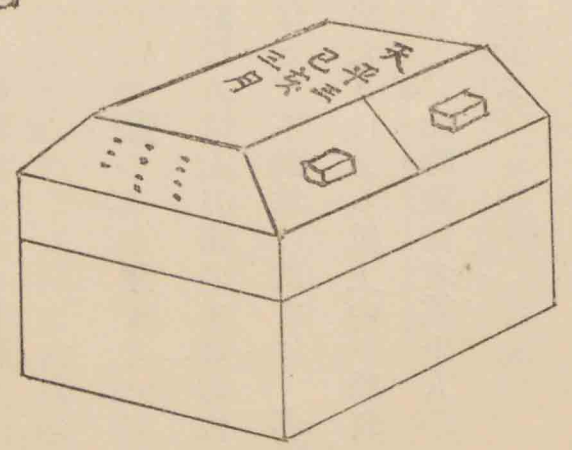
金キセニツ
所々ハケチアリ

マガタマ一寸四方位



此所花押体モ見此

命七寸
一尺四寸
ハナレ可



此塚、足利に通ずる縣道の北側にあり、今桑、さなり石棺の破片、風蝕し原形を止めず。

金山東麓菅の澤の方柱碑

不動尊 赤銅にて鑄ものと見え候、所々すりはがし申候。
アガタマ 金キセ残り見え申候、右二品は随分古く相見え申候。

脇 差 は信用しがたし、

右一條は上州なる從弟の方より認め來りしまゝをしるし出す。輪池翁のしるし給へるにあはせ見給へかし。

乙酉初秋初五 蚊にさゝれく燈下にこするす。 文 寶 堂

後、一百年を経て、大正十四年再び此百庚申塚を發掘す、前文村役人は七日市名主齋藤佐治右衛門にして、百姓菊太郎とあるは、同村堀越菊太郎なるものなり、不動尊に就ては、名主齋藤佐治衛門の番頭彌兵衛、主人指揮の下に塚を發掘し、石棺出たるにより机上の不動尊を入置きければ、來觀者石棺中より出でしものと合點せしものなりと、此時觀覽者數千人の多きに達し、爲に丸山宿は群集にて往來する能はざる盛況なりしと云ふ。

(金石文)

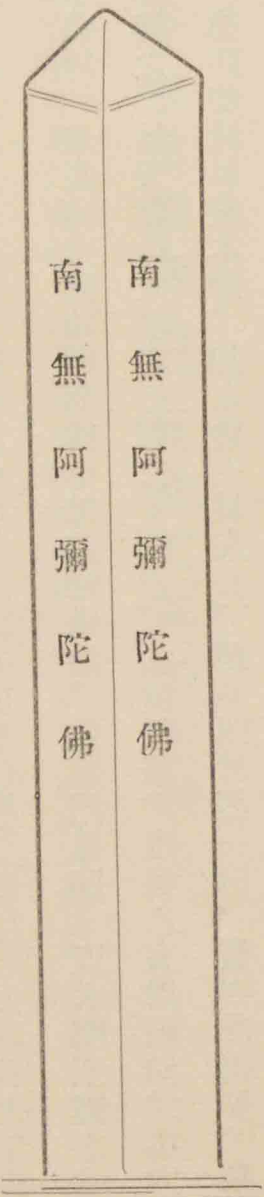
南無阿彌陀佛を刻せる方柱古碑

金山東麓なる菅ノ澤新田義重墓と傳ふる。古墳時代の一九塚(發掘横穴を存す)上に在りて、頗る古代

に屬する三面に南無阿彌陀佛の六字を刻せる方柱碑多く存せしが、現に僅かに二本を残せるのみにて、各所に運び去らる、茲に其由來と散佚とを慮り左に其所在を傳へん。

毛里田村大字矢田堀 恩田政七 所有地に五本、
同 村大字今泉 曹源寺墓地に 壹本、

蕪川村大字北金井 永福寺門内に 壹本、
南無阿彌陀佛の六字を磨滅し、葷酒不許入山門の七字を刻せるは惜むべし。



因云 予大正十年秋、東京文科大学史料編纂官鷺尾博士(名は順敬)に會し、談たまたま此事に及びしに、博士は此形式の碑石は頗る古代に屬せる旨語られぬ、此種の古碑縣内に於て他に殆んど見る能はず。

(金石文)

古 碑

山田郡吉澤
園田成實墓碑

毛里田村大字吉澤村字七日市、園田堂

從五位下園田出雲守藤原朝臣成實墓碑

形式 寶篋院塔 高 五尺三寸

臺石刻字 安貞元丁亥年正月九日

大光壽殿了叟久遠大居士

(金石文)

栃木縣足利郡小俣村雞足寺前 山藤六右衛門、所藏

鷄足寺五大尊堂鐘銘

典厩令は左右馬頭
の唐名、
此典厩は、足利左
馬頭義氏を謂ふ
弘長三年は昭和三
年より六百六十五
年前なり

寺號雞足、有下劔坤 朱雀皇帝御願所羽林中郎將歸依地、茲將門亂國、五大明王罰之、盜賊
偷鐘、六夜叉神縛之、始天慶建立星霜三百二十餘廻、洪鐘破殘、建保乙亥僧禪勸進諸方、三
尺鑄之猶未快、然間剪林易鐘本物、加之誂土目友長、鑄長四尺徑一肘、質與聲得好、衆望已
滿矣冀擬典厩孝養、備檀那息災、銘曰、

九界同生本覺性身不求圓海、阿字法佛湛然具足矣

弘長三歲次癸亥年二月十七日

奉行僧祐圓

金剛佛子密尊

別當傳灯 大法師 尊 惠

此鐘銘磨滅して、所々完全なる數文字を存するのみ、前記銘文は、國學者黒川春村、當地
に來りし時、其門弟須藤尙章の請に任せ、親しく目撃して、堂守山藤六右衛門方に古く傳へ
し摹本と、享保八年の鐘銘と古過去帳に載する所の文等を参照して校合せるものなりと云ふ

(金石文)

今泉曹源寺内、延文二年の古碑

赤峯云
寺傳に此養女祥壽
姫を源義平未亡人
に作る。されど未
亡人は義重の實子
にして其遺跡、新
田郡大根及世良田
に在り。

山田毛里田村大字今泉の曹源寺は、大光院殿新田義重が、其養女祥壽姫、法號祥壽院殿瑞葉
貞荷大姉の菩提の爲に建立せしを、後新田金山城主横瀬の祖、掃部助貞俊、法名東林了西居士
の再興せしものなりと傳ふ、寺内に別項菅ノ澤方柱古碑の條に述べし古碑(比の一本は菅の澤よ
り移せしものならん)
の外、延文二年八月(五百七十
四年前)と刻せる寶篋院塔、其他多重碑、五輪碑を存す、

元文三年四月七日金山御林に石棺(古墳時代)を發掘せし時、幕吏神尾市左衛門石原半左衛門、下田
島の岩松滿次郎(開古齋
孝純)と共に檢分せしも明かならず、此時曹源寺内に古碑九基あり、其内、

祥壽院殿、横瀬貞俊夫妻、貞勝、掃部頭の碑は明かなりしが、殘る四碑は苔蒸し明かならず
然るに同九月、貞俊の墓碑の傍より、數百年來苔蒸したる自然石の石碑を發見し、青苔を削

文治三年は新田義重入道上西の卒去十五年前なり

吉澤字落内、南北朝時代の古碑

落し、に左の文字顯はる。

「奉納三尊阿彌陀佛」と彫付けありて、脇の方に細字にて「文治三丁未天二月十四日六角堂御建立、新田源上西公」

と彫りつけありければ、早速岩松満次郎へ報じて檢分ありし處、亦々外に四面に六字名號、左右に「建元二戊天正月十四日爲上西公也」と彫つけたる古碑見出したりと。

(古墳)

同村大字吉澤村字落内

住吉神社前道路の東側外一ヶ所

岡田氏の墓地に南北朝時代の古碑寶篋院塔、五輪碑の殘片散在す、文字風蝕して明かならず、此等の古碑は、素其西北數町なる瀧山不

動尊境内に在りしを移したるものなりと、

瀧山には應安年間(北朝年號)瀧山入道なるもの、遺跡ありしとの傳説あるも、其傳記明瞭ならず。

(金石文)

市場の古碑

山田郡毛里田村大字市場舊稻荷山圓塚の南側に一群の古碑あり、風蝕甚しく文字明ならずと

雖も約六百年前のものたるを知る、多重碑、五輪碑、其他變形の古碑あり、内に地輪の左に貞治〇年、中央に一梵字を刻せる五輪碑のみ、刻字を窺ふのみ、他は多重、五輪の碑片を堆積するのみ、何人の墳墓なるやを詳にせず。

地方人の説に此附近の地は、元小此木氏にて萬藏院と云へる神官なりしが、今や斷絶して一人の娘ありしも今東京に住し、其親族たる足利郡大前村の棒屋、盆、彼岸に墓參あるのみと、此の小此木氏と右古碑と果して關係ありや明かならず。

赤峰大正十年三月六日此踏査をなし、以來、頻りに調査を思ひ立ちしも、手懸更になく、止むを得ず、昭和三年十一月十一日、栃木



縣足利郡山前村大字大前なる棒屋(鋤鍬の柄を)
作くる業を、山前小俣兩驛間縣道の北側に漸く搜し當て

主人小此木茂三郎の直話によれば、此小此木家の先祖は、小此木民部助と稱し、小俣城主澁川相模守の家臣なりしが、廢城の後、此地に土着し、大前の寺院に其墓あり、吾家と山田郡市場の萬藏院なる山伏小此木家とは、以前如何なる因縁ありしかは不明なれど、我母いま子

市場の古碑
貞治元年
北朝の年號にて、
南朝後村上帝の正
平十七年に當る

小此木家の後裔

(本年七十一歳)は、萬藏院小此木實たからの女にして、我父富三郎に來嫁せしを以て、近親たれば、常に往來せしが、實の嗣子小此木甚壽三十四五歳にて歿し、其女いよ(本年三十一歳)目下東京府南葛飾郡吾妻町字請地うけちに住す、實の在世頃より家産零落し、家實田地悉皆賣拂ひ、殊に實の父の時代に他出の留守中、火災にて山伏の道場を始め、古記録悉く烏有に歸し、遂に住居せる屋敷まで分賣するに至れり。

此古墳たる圓塚上に祀れる稻荷社は、山伏小此木家の氏神にして、大門の兩側に大杉の並木ありしが、此社地後ち市場村の共有地となり、並木も伐倒し、社は廢合となりて社殿は賣却せり、而して圓塚南隣の古碑は、其頭部のみ露出せしを、三十餘年前發掘して並べ立て、小此木先代の墓地と傳へたり、此古碑の隣地に小此木家の墓地あり、此墓地の東方一帯は、小此木の屋敷地なりしが、賣却後此屋敷に住する者、祟ありて不祥事多く、特に中央の舊建物(堂)の跡なる五六坪の地は、焼失又は病死すと稱し、祟を恐れ里人草をも刈取らずと云ふ赤峰案するに、此累々たる古碑によりて、小此木家の先祖なりや否やは不明なりと雖も、南北朝頃地方の豪族の住地たることを斷じ得べし、然るに此古碑に關し、一の文献傳説の存せざるは、頗る遺憾とする處なり、切に地方識者の研究を望む。

古碑發掘小此木屋敷の祟り、

(金石文)

上野國桐生碑

高四尺四寸餘、幅一尺七寸餘

應安六年正七月五日敬白釋願主とあり、應安は北朝の年號にして、此年は後圓融院の治世第二年にして、南朝長慶天皇の文中二年に當る、實に昭和三年を遡る六百五十五年前の古碑なり。石質不明なれど當時行はれし板碑の形式なるが如し、上部に三佛を刻し左右一行づつ文字を記し、下部に年號願主其左右各二行の文字を刻す。

此碑、白河樂翁公(老中松平定信)撰に係る集古十種の碑銘六に収録せられ(當國にては八幡山碑と此碑とを收むるのみ)有名の古碑なれども、今や其所在すら知る能はず、極力搜索すれど、今に發見する能はざるは遺憾とする所なり。

卷頭集古十種所載のものを其ま、轉載して參考に供することゝなこぬ。

松平樂翁公の集古十種中に收めたる桐生古碑、(口繪參照)

(金石文)

山田郡塚本の新田義貞夫人
勾當内侍の墓碑

勾當内侍の墓に就ては傳説多し、詳しくは拙著上野人物志に譲り、茲に贅せず

山田郡韭川村大字臺の郷字塚本なる、高さ一丈三尺程の一小古墳の頂上に、風雨に浸蝕せられたる古期の寶篋院塔一基あり、碑高さ三尺、正面に明德元年八月廿八日遠藤長氏と刻し側面の字體數多あるが如しと雖も、苔蝕甚しく明かならず、傳へて新田左中將の夫人勾當内侍一條氏の墓と稱す、碑石の周圍全部開拓せられて桑園に變じ、地主は此地の橋本喜一郎なり。

遠藤氏は佐貫氏の臣にして邑樂郡高島村の藤川に住し、遠藤屋敷の遺址あり、延元二年遠藤太郎なる者、左衛門義貞の長子越後守義顯に従ひ、越前國敦賀の金ヶ崎城に戦死す、太郎の妻削髮して京に上り、勾當内侍を奉して歸國し、亡夫太郎の冥福を祈らんとして、其住地藤川に一宇の薬師堂を建立せるもの今に存すと云ふ。長氏は太郎の子孫なるか、明德元年は内侍の歿せし貞治四年二月一日の後二十六年なり。

泉氏は金山城主由良氏の一族なり

(古碑)

同村大字矢田堀瑞岩寺内
矢田堀城主 泉伊豫守繁俊墓碑 形式位牌形、三階臺、

慶長二年
刻字 當寺開基瑞岩寺殿傑翁宗英大居士神祇

丁酉九月十三日

繁俊は矢田堀城主にして、由良家没落後、七年、野州安蘇郡佐野に卒去す。由て開基せる瑞岩寺に葬る。

(金石文)

近衛關白前久公の揮毫せる淺部の庚申塔と
同所觀音堂前の芭蕉碑

山田郡淺部の近衛關白揮毫の庚申塔

山田郡梅田村淺部の中央なる薬師堂前に、高七尺五寸幅三尺五寸厚さ三尺程の自然石に、庚申塔の三字を刻す、今を距る三百六十餘年前、正親町天皇の永録年間近衛關白前久公の、上杉謙信に擁せられて、桐生城に在りし時の揮毫に係る。

傳へ言ふ、往昔此處に怪事あり、時に行人を驚かしければ、此碑を建設せしに、爾後不思

芭蕉碑、
芭蕉翁の百年忌に
建立の碑なり

議にも其怪異なしと云ふ、故を以て里人之を尊敬し、如何なる烈風大雨の夜と雖も、必ず常
夜燈を點せざることなし、又悪鼠を除くと稱し、養蠶期に至る毎に參詣するもの頗る多し。
庚申塔を南を距る約數町、桐生街道の側に觀音堂あり、堂前雌雄互生の銀杏の大樹あり、
秋季落葉の景最も美觀なり、樹下に碑石あり俳聖松尾芭蕉の名句を刻す、碑石高五尺幅二尺
二寸厚さ一尺六寸

百年のけしきを

元祿七甲歲 當所連中、

(表)

芭蕉翁

(裏)

至寛政五癸丑月十二日

庭の落葉かな

百年巳辰建之

(金石文)

桐生山鳳仙寺鐘銘

梅田村上久方鳳仙
寺の鐘銘

東山道上野州山田郡桐生郷久方村桐生山鳳仙寺儀拈牛把代江寄進鋪銘是頌 曰、
躰固心虛、狀尙清聲驚世界號花鯨群類覺睡歸安樂廣濶娑婆行法令奉納鐘式柄廣室壽陽僧爲菩
提銘鋪生殘末代者也。

炭助成 村上八兵衛尉長之

施主
桐生又兵衛

施主

鈎鐵合力 金子助左衛門忠直
鑄工肝煎 長澤彦左衛門正清
鐘樓建立 爲慈母 加助祐

藤原朝臣 桐生又兵衛尉正吉
下野國佐野天命住人
鑄師大工 江田讚岐守安重
藤原朝臣 同 内藏亟行次
門達沙門 牛天沙門

貳人者廻故來此名

維寛永十八年巳年七月吉辰 直道敬白

(金石文)

善昌寺鐘銘並引 法印 義元識

新光大平山善昌教寺者、實名世古場也、顯密雙傳教觀等揚人皆所知不遑費文墨世蓋孤峰高

元祿年間鑄たる勢
多郡新川善昌寺の
鐘銘

聳樹林生月山勢盤崎清泉洗心、可謂先聖垂教之靈區、古賢修道之勝地、唯恨闕雷音之妙器
得不令痛○乎蓋鐘者佛門公器、示于妙經擊于阿舍若人觸其聲者脫有超二死功德無邊、天網
恢恢焉、噫呼水火可無而鐘不可廢于此有衆擅同聲相應而擲珍財以輔於我愛情、是故梵器成
巨願滿俯願深信衆檀及十方群類同潤法雨、共會無生去爾。

鐘是諸佛法輪轉 卽聞進者登大仙、道體無方攝群品 至韻無韻震上天、
寂滅爲樂應修證 諸行無常堪自憐 從今待得慈尊月 梵器永響幾萬年、

本願

上野國勢田郡新川村妙珠院三十七世大僧都慶重

同弟子三十八世權大僧都堅者法印義元調焉

維時元祿十五年歲在壬午冬十月廿七日也

鑄工 下野佐野天命之住

半田六右衛門尉藤原正勝作

奉加助成村

新川村中、桐原村中、二軒在家、大間々、高津戸、蕪町、天王宿、諸町、吹
上、前鹿田、西鹿田、中原、野村、小林、武井、膳、中村、田面、大前田、
馬場、室澤、柏倉、三夜澤、山上村、中奥澤、神梅、深澤村中、大胡村中、

富田、世良田、矢田堀、牛王堂、國定、田部井、

願以此功德 普及於一切、我等衆生 皆共成佛道、

(撞) 椎初 住持 當村中、

(金石文)

寶樹山西方寺梵鐘銘

承應年中之銅鐘少而聲未普所以寶永貳乙酉秋勸檀越共行財法施再吹蒙籥大器圓成音聲佛利願
利諸郡品傳萬世。

寶永貳年乙酉秋初六日 住持玄孫比丘龍翁 大工 天明住人丸山孫右衛門尉藤原清重敬白

上野州寶樹山西方禪寺鐘名

夫鐘者海中有一獸謂之蒲牢、其聲如鐘而性畏鯨鑄者必作蒲牢形亦從造鯨魚擊之則大鳴朝暮聞
者停種々業因、故叢林之大法器也、銘曰

山田之郡桐生禪坊、山曰寶樹、寺號西方、未掛洪鐘、故勸當鄉大器新鑄法令已彰群峰各響聞
者絕歎、九州豊樂四海安康住持凡丘苔巖縣茂。

寶永二年鑄造の梅
田村西方寺鐘銘

(金石文)

山田郡毛里田村大字丸山 米山藥師

上陽米山藥師堂鐘銘

野之上州金山城之乾有一小山其形勝如覆盆恰似寶珠也故曰丸山或米山焉松樹積翠奇觀壯麗中有草堂安置於藥師佛像雖澆季法末機感靈如鐘之應和和光同壤、似月之印之粵備前守藤原秀英者世住此州蘭田莊矣、秀英幼童而至誠祈醫王之願力、壯歲而奉仕爲一品親王臣、叙從五位上焉實不有蒙醫王之巨益者、盍得如斯所求稱意耶因是氏鑄銅鐘一口以掛此山報謝永世云爾銘曰

山田郡丸山、
米山藥師、享保二
年鑄造の鐘銘、

上野州縣 米山靈場 似覆盆質 放摩尼光 青蟬髻頂 淨瑠璃壇。

開闢這地 草創此堂 或興或廢 屬陰屬陽 乘震報土 止坎醫王。

垂跡三世 分身十方 除災差病 延壽與祥 蘭田氏族 祖於秀鄉。

粵秀英○ 屈起騰芳 願輪徐轉 梵鐘殷商 黃昏呼月 寒更鳴霜。

破煩惱夢 覺迷倒狂 返聞者脫 逐聲者喪 信心檀度 功德無量。

隨喜讚歎 記備不朽。

享 保 二 歲 次 丁 酉 正 月 如 意 珠 日

勅住前永平武江下谷萬頂山高巖禪師 現住密巖○○

上州山田郡蘭田莊丸山村

蘭田三郎右衛門成信

同 郡同莊吉澤村

蘭田新右衛門秀昌

松平右近將監郡代職

同 仁左衛門寶潘

鑄物師山本民部

藤原德敏作

別當 清光密寺

同寺鰐口の銘

奉納藥師御寶前諸願成就之所 上州丸山村

蘭田三郎右衛門息女

寶永三年丙戌九月吉日

因云 此米山藥師は、新田左中將義貞が越後守護なる時、米山藥師を遷し、ものなりと、
尙ほ永祿年間沙門珠益の寄進せる鰐口ありしが、今新田郡生品村大字小金井東雲寺

此鰐口は堂に保存

永祿七年の鰐口銘
珠益沙門の傳不明

勢多郡新川善昌寺
碑、

碑文の意
善昌寺に傳はる應
仁記に據りしもの
なり。

に在り、何の爲に遷されしか今明かならず。

鰐口銘、

上野國蘆田庄米山寺寄進之願主、

珠益沙門 永祿七年甲子九月十二日、

(金石文)

新光大平山妙珠院善昌寺碑

太平山在上野州勢多郡新川之西北、古曰北山、背赤城山面刀禰、右酉左卯、隆起如覆盆、太平山也、按記大同丙戌法岩宥海大和尚創之、和尚者行表之法孫傳教之徒也、延曆之末台宗教法未行干關以東、傳教大師、有東遊弘道之志、使和尚前驅焉、和尚先乎大師來遊、止本州綠野郡鬼石淨法寺、晨起望東北、有紫雲起、上天纓黹、和尚思此必靈地也與、因而遠爲標、尋起所不得定所心中(不明)祈求諸天善神、則數步之間、紫雲起、迺起作禮巡視其他、有清水潺湲流矣、掬而嘗之、味甘且美和尚以爲可此水以資四五十人之所須、未足充百人以上也、仍築壇祈諸龍神、不過七日、而有青衣之童子來言、師之所求易得、從我來指示焉矣、和尚起逐足跡而往焉、則有一青蛇、長可尺、屈蟠石上、見和尚嘔氣々變作白雲、卒乘飛騰也、和尚知卽是

龍神、仰禮揖乃令從者就石鑿穿之不至尺、而清水涌沸矣、爾後汲闕伽水則必取此水、因名昌闕伽井、側構淨院而居、然埃大師之來儀矣、弘仁六年聞大師來下、往鬼石淨法寺迎焉、及謁而告以祥雲狀、大師一聞嘆言此信靈地也、山名大平院號妙珠寺復奉淨土三聖像囑曰、此八耳王子、每刀三禮所刻、朝廷賜我、我付于汝、汝宜奉持利濟也、他日必大興、吾宗、汝其勗哉時奉像安本殿、朝禮暮懺、事理雙修一如大師教、未幾州郡道俗傳和尚之道譽、靡然而至稟歸戒 日及數百人、於是乎徒者呼之言其若干數人者、某所之戒度、其若干數人者某所之戒度、爾來名其處以戒度新川戒度青木戒度等之也、至傳教大師入滅、設大師之位爲始祖、和尚自居二世、治承之始、源將軍賴朝有鎮國之願、懸巨鐘建五層石塔、文治中、捨田數頃爲寺產、弘安辛巳歲、虜賊蒙古率數十萬兵、浮海而來、寇筑博多、朝野擾騷、後宇多帝勅平城七大寺禱海虜退散于時平副師時宗奏、上野大平山者、關東之靈刹、陛下宜勅令祈焉、則庶幾乎寇可却乎、帝大悅卽勅祈矣、爾時支流皆會集、而修護摩法一千供、未踰三月而海風暴起、怒濤卷天數千兵艦一時沒海底、士卒盡溺死、唯蒙古一人得活歸云、事見千史、朝廷感喜、庶民安堵、帝親宸書賜額新光大平、亦詔平副師增賜田四千五百畝、時宗亦藏所須鞍轡以爲驗焉、由此而復呼新光大平山、新田大炊介義重亦歸崇當山、栽貝多菩提二樹曰、氏族榮則此樹榮氏族衰則此樹枯矣、然而菩提樹枯但多羅樹存、而義重之與賴朝不善、退歸故里剃髮、名曰安養

辛巳は四年

庚戌は十五年
己丑は二年

乙丑は二年
庚戌は十五年
癸未は十三年

丙戌は三年

桐生市六丁目淨運
寺庭内池畔にあり
て、碑石高約五尺
幅約三尺

朝川善庵は當國出
身、江戸大濶

寺芳山淨西、遁世入道、專心安養、時時詣當山、瞻禮三聖、源義貞弱冠時、有疾祈當山藥師佛、既而痊矣、建堂以報焉、舟田長門守善昌爲外護檀越、義貞討鎌倉、將兵詣當山禱勝利時善昌齡垂七十、膂力衰、膂不能從、住於當山正殿側舊艸庵而居焉、時人稱善昌寺、現今觀音大士像在焉、長所七寸、相傳善昌艸庵本尊、男長門守亦義貞之股肱也、義貞敗死越之足羽也長門從脇屋義助、拔足羽黑丸二城、而義助者屯國府、長門者潛入洛、慇懃憑侍婢丹、求義貞遺骸、與小島飯野吉澤橋本及村田金谷岡野大澤吉江等十餘輩、俱還故鄉、見善昌陳事終始、而遺義貞之骨、善昌視而大哭、終葬骨于當山本殿之東北、發心離俗義貞及家族功臣、戰死者許多輩、建墓石薦冥福、遂終于當山、年七十八、葬義貞之墓西側、當山堂宇造營之時、善昌以檀越有力焉矣、及歿妙殊寺爲院、改稱善昌寺、方此時係叡山而支流三十一刹、稱關東之靈區焉、天正間數遭寇災、莊田爲他有難存數百畝、文祿慶長之間荒蕪或無主、慶長庚戌九月十六日、更免百八十餘畝、租奉寺供、慶安己丑八月東照神君三世之孫源大將軍家光公更賜十七石朱印、益不遺先代之廻施也、自茲世々相續貞享乙丑六月十一日、綱吉公、享保庚戌七月十一日、吉宗公、延享丁卯八月十一日家重公、寶曆癸未八月十一日家治公共五君各賜印、地形東西二百十二步、南北二百八十一步後山腹、前接青木左界谷津、右隈窪井、正保戊子來、係長樂寺、現今係支流者、邑内元宿安養寺、熊野堂神宮寺、廣町來迎寺、同郡野村觀音寺、武井



善龍寺、山上長安寺、柏倉東照寺、三夜澤神光寺、山田郡桐原世音寺、泉福寺、天王宿儺伯寺新田郡鹿田長昌寺、寶珠院者山内之子院也（以下省略）
時皇和明和丙戌秋八月二十有二日、五十一世住持沙門諄融謹刻。

（金石文）

桐生市四町目富豪にして文人たりし佐羽淡齋に關する金石文、

桐生故詩人佐羽淡齋君墓記

江戸朝川鼎撰、常陸大窪行書並題額、孝子元澄立

是爲桐生故詩人佐羽淡齋君之墓、君姓佐羽諱芳字蘭卿號淡齋其堂曰菁菁莪上毛桐生人、自其父祖以財雄於一鄉、君亦能幹蠱家業益振其日倚市門時稽側物化其小大通以有無常思奇貨之居每致秋豪之必枯不損於人以益於己衆其奴婢多其牛馬廣其田宅博其產業吾知其爲良賈矣、嗜文好客最能憐寸汎愛厚施急於救乏不待魯公乞米已見衛尉之許賑何啻涸鱗去轍亦是蟄蟲啓戶於是乎深林之枝鶴栖自安萬里之程鵬羽遂振乃至隣里鄉黨所識窮乏之人皆能安生與產亦賴分惠施恩吾知其爲義人矣、其在江戸春則探梅杉田曳枯筇披靄裝冒雨雪於數程秋則泛舟墨江吹參差歌宛轉占風月於一家或又假紅擁翠

詩人

淡齋

結綺夢於巫山傾銀注玉捲白波於鯨海南樓弄月不知漏之已盡北里賞華深惜春之將殘其
 手神清爽性度快豁人皆爲烟華總管君自謂風月主人吾知其風流人豪矣、性好山水癖耽
 煙霞吉野嵐山之華須磨赤石之月金華之靈妙日光之佳麗、松島天橋之以勝顯妙義榛名
 之以奇名其他靈境奇跡雖兔穴鳥道往來所絕亦馳行鼈步探討必窮當其在、家則別構十
 山亭聚遠於四窓擇勝於一室嫌臥遊之非真喜縱觀之得意吾知其爲高逸士流矣、而今獨
 以詩人稱之何也、夫詩以性情爲主性情一正其詩自善君之詩能得其性情遂以之行賈、
 故良以之爲人故義以之弄風月故風流才子以之遊山水、故高逸士流皆其性情之見事業
 亦詩能爲之也、故意與境適往々寄諸吟詠以自見焉、其善莪堂集三編嚮旣梓行可以見
 性情所寓矣、又名山勝地所到輒立詩碑、每謂之曰吾一生之間必當立百碑以存遊踪矣
 其所立僅至十一而歿惜哉、文政乙酉七月四日以病卒年五十四、葬於鄉之淨運寺先塋
 側、娶福田氏一男三女其子元澄立石請記於鼎鼎與其友人大窪行山本謹與山翼等相議
 題曰桐生詩人佐羽淡齋之墓併記其由鼎不佞雖不能姣好其辭以副地下之意而詩人之目
 君其許我哉、文政八年乙酉冬十月。

廣群鶴刻

之墓

(金石文)

佐羽淡齋の十山亭碑

新剏十山亭	高臥翠微衷	無復之追隨	日與雲相倚
被以峯頭雲	枕以溪邊石	富貴何關心	無事便侯伯
孤亭在雲外	人飲半天中	莫道無僊骨	醉來將馭風
一望十名山	粧點雲又水	若無詩句佳	奈此煙霞美
青山相峙立	中有玉爲膚	所謂九人耳	更有一美姝

淡齋佐羽芳題

(金石文)

幕府名代官贈從五位岡上次郎兵衛景能墓碑

寛文年間新田郡の北半を占し笠懸野の大墾田を經營し、數多の新村を建設せし名代官岡上
 景能の墓は、新田郡笠懸村大字鹿^かの川國瑞寺前の墓地に在り、碑石は笠石を戴ける位牌形に
 して刻文左の如し。

元、桐生西方なる
 小倉峠の側にあり
 しを廢道と共に大
 間々の東、高津戸
 要害山上に移せる
 ものなり

岩宿驛より
 西北數町、

新田郡阿佐美
國瑞寺
代官岡上景能墓碑

此紀功碑は新田郡
籾塚本町大字大原
本町岡上景能祠の
前に建立
墓碑より約一里南
方なり。

(右)

岡上次郎兵衛景能

(表)

雪江院殿壽峰道喜大居士位

貞享四歲旅丁卯
年二月初三日逝

(左)

當寺開創大檀主

三階臺石にて石柵を廻らす、

岡上景能紀功碑

内大臣從一位大勳位公爵三條實美篆額

余以薄德鮮能奉職地方十有餘年矣、其間有功德於民而澤被於後世者蓋得二人焉曰大谷休泊曰岡上景能如大谷氏余既表之以不朽其功矣、惟至岡上氏則闕焉余嘗命屬員追叙其功以具狀主務省、主務省允准之付金若干以充祭案料於是諭部民謀不朽其功部民感發相議釀金請余文以刻石按狀景能父景親祖諱某其先出參州岡崎至景親遷武藏居兒玉郡高柳村幕府擢爲代官有能名、寬文之初、景能襲職竭力於墾闢自越後地方暨九州灌溉之利出其計畫者頗多矣、上毛如新定利村地勢穹隆苦於引水、景能相榛名山上池沼鎚巨巖鑿深渠長凡二里二十九町以達本村初得灌溉之便籍水田百頃餘今之岡崎新田是也、寬文四年以其能稱職併管下野足利郡、郡有松田川、亦策疏水之議、引流參拾餘町以達大前山下二村獲水田七町許景能特有所見欲大起工、上毛之東笠懸

野平曠十數里而土鬆而水少不可資灌溉、自古議墾闢者皆棄不顧焉、景能苦思遠引渡良瀨川、鑿新渠貫數村到阿佐美村、又斂塚村創分水渠、通之原野、於是地之低者可耨高者可宅、民初得移住之便、不出數年而籍民戶四百有二、田圃森林二千三百十八町許、今之大原本町村等、皆出其經理矣、而景能引渡良瀨川也沿川諸村屬山田郡者以分水之故一時幹流涸、新渠下流土脈無粘力有滲漏之憂、於是頑民嗷嗷怨讟初興矣、事聞江戶府僚害其能者、亦乘隙排斥之曰、屢起大役民多苦之且所得不償所失、幕府疑其賊流諸八丈島、尋而命屠腹、實爲貞享四年十二月三日享年五十有餘、葬於阿佐美村國瑞寺、景能爲人剛明自信不疑、苟所欲爲銳意果決、權貴或阻之侃侃正辭嘗無回避、到底罹禍亦職由是矣、或曰幕府召景能於江戶、將有所鞠、景能豫知爲儉邪所中、途上到腹死、然其死在二百季前、載籍不詳、事實之差不可考信、余叙景能之狀有所感、自古抱有爲之才、建非常之功者、末路流離尋以刀鋸、比比相望矣况德川氏掌握天下、武斷爲政、特至刑罰嘗無一定之法、任意斷之、其間吞怨入地者曷獨景能哉、今也世運一變百度具備、其於刑法尤密、苟涉疑獄者反覆精覈毫髮無遺焉余悲景能不遭今日之盛矣、雖然主務省錄其功、部民懷其德二百年如一日者所謂天定而勝人者非乎、景能可以瞑也、余曩在地方繼其緒者、部民之請固不可辭焉、乃叙其遺績繫以銘、銘曰、

榛山之陰 荆棘深邃 狡兔所栖 毒蛇所萃 薙之鋤之 以爲耕地 嶺上有沼

或渠或隧 疏鑿竣功 民賴其利 笠懸之原 斃獸曝骹 風日慘悽 惡鳥猛鷲
 一朝鑿渠 水脈浸漬 菑畚彌望 到處禾稔 天道有知 報應沓至 部民建祠
 以酌德庇 官錄其功 初雪罪累 英魂躍然 冥冥贊治 嗚呼此人 可謂循吏

明治十九年十月

元老院議官從三位勳三等
 內閣書記官正五位勳五等

楫取素彦撰
 金井之恭書 (宮龜年刻字)

(金石文)

高津戸古柵碑

二渡信經編

大間々町の東
 要害山の西麓渡良
 瀬河畔に在り、
 二渡金平信經は高
 津戸の國學者にし
 て和歌和文を能く
 す。

上野國山田郡高津戸の柵は、里見隨見勝政平四郎勝安兄弟のしばらく住しどころなり、この兄弟の父は、上總介勝廣といひて、甲斐國の人なるが、其國にありわびて、大炊介助綱をたのみて、桐生に來りしを助綱これをあはれひて、仁田山の里なる赤萩といふところにをらしむ。助綱身まかりて、養子又次郎親綱の代となりて、ありしやうにもあらず、さるはこの親綱は、佐野周防守昌綱の弟にして、そのかじつき人とて、佐野よりつきそひ來れる山越出羽津布久刑部などいへるものいきほひをえて、おのれが心かなはぬ人ひとをはしぞけなどし

桐生地方史

桐生氏時代
由良氏時代の條參照

赤峯曰
 此時の由良氏は成
 繁なり。
 國繁は成繁の嗣子
 なり

て、家ののりいたくみだりかはしくなりしかは、勝廣これをいさむるによりて、親綱にうとまれたるなり、さればにや、勝政勝安は、ひそかに越後國に行きて、上杉輝虎につかふ、これ元龜三年のことなり、親綱これをききて、我をおきてすることやあると、いたくいかりて出羽刑部等におふせて軍をつかはして、勝廣をうたしむ勝廣が郎等石原石見といふものは、かねて出羽刑部等にかたはられてありければ、勝廣をすかして、赤萩をいでしめ、谷山ヤマといふところに、すゝめて腹きらしむ、勝政勝安のちにこの事をきつて、やすからぬことにおちひ、父のあだをむくひむのころざしをおこして、上杉の家のつかへをしぞきて、天正五月の頃、上野國にかへり來りしに、もとのしたしみをおもひて、力をそふるものもありて、高津戸に柵をつくりて、つれて來しひとと、ともにこゝにありて、あだどもをうかがふに、桐生親綱は、はやく由良信濃守國繁(成)に攻められて、佐野にのがれぬ、山越出羽は、そのた、かひにうたれてうせぬ、津布久刑部は、親綱とともにのがれて、今も佐野にあれど重き病しかくれうせぬ、いとほいなくて、返るほどに、このわたりは、すべて今は國繁の領地となれば、國繁おもへらく、勝政兄弟が、かくてあるは、われをなみするなり、また石原石見は今も我が幕下のものなるに、それをおそひうちたる、これも我をなみするなりとて、藤生紀伊、金

谷因幡などいへる人々におふせて、高津戸の柵をせめうたしむ、時に天正六年九月十八日のことなり、勝政等これとたゝかひて勝ぬ、紀伊軍を永明といふところにしぞけたるを勝政等夜討す、されど敵もよくふせぎたゝかひしかば、おもふさまにも利あらず、勝安手おひて、高津戸にかへりてうせぬ、勝政かなしみにたへず、紀伊等にこひて、したがへるものどもをば、越後へかへし、みつからは腹さらむといふに、紀伊等これをうべなひしかば腹さりてうせぬ。勝政年二十八勝安二十五なり。

渡良瀬の川せの浪の音高み、いまもいくさのとよみとぞきく。

明治二十三年十二月

賜硯堂成漸温書

井龍泉鑄

(金石文)

新道開鑿之碑

群馬縣下、上野國山田郡山田東西小倉須永高津戸五村之爲地位于桐生大間々之間而行路屈曲迂廻崎嶇凹凸、僅通駄馬者二里而遙、况小倉嶺之險、兼高津戸渡口之難在焉、行路每困矣、於是五村有志之士高草木兼太二渡金平星野直吉園田倉十郎桑原佐吉二渡宇八郎中里宗五郎園田豊松石原梅吉星野傳七郎輩、首唱開鑿新道、勇往鼓舞以起此工役、其程一里十五町、就

山田郡川内村、桐生、大間々間新道

碑の所在地、小倉峠の西、渡良瀬河畔

中於東小倉絶巖石夷嶮峻者百七十三間、費額四千五百七十八圓餘、別勞力一千六百人皆出於義捐矣、然而其工業起明治十五年六月、以十七年十一月竣焉、今也道路坦然車馬開通、其便於衆庶、後世豈鮮少哉、斯村而爲斯業、可謂勉焉、于茲本日佐藤群馬縣令、率僚屬臨而於新道開通之式首唱於是顯焉、有榮譽、不肖強哉又職終始視其辛勤之狀焉、於衆人之請不辭而略記其顛末以示不朽云爾。

明治十七年十二月六日

群馬縣令正五位勳五等

佐藤與三題額

群馬縣山田郡長

松井強哉撰文並書

(金石文)

勢多郡開道碑

宮内大臣從二位勳一等子爵

土方久元題額

上野之國山峻谷邃而勢多郡爲其最矣、蓋渡良瀬川在郡之東縈廻數里至古河與利根合沿川之邨十有二概倚山而宅手鳴之地、非踰險則不得至焉有周次郎星野氏者憂之日久矣一日慨然謀衆曰方今文明土木之技不乏乎其人道路更修豈不可爲哉獨所乏貲力焉耳蓋各醴金以瓶一大土木衆皆

隸書二行額

大間々、水沼間新
道開通之碑
所在地
黒保根村大字水沼
小學校庭

可之、於是稟地方廳、以明治十五年二月起工路線二里餘、於十有二部捐貲或力役以代貲且區畫工場部署各郵較勉否請監獄署、藉囚徒以運搬土石十有二部之外、有志者投貲助役者匪鮮少周次郎率先督役祁寒隆暑未嘗知倦也如是閱十四月而豫定之貲、殆盡焉周次郎曰爲經費不繼中止之所謂功虧一簣者不亦遺憾乎先傾己貲以補之、尋而諭郵民、再贖金而地方廳亦貸貲然猶且不足、於是一以纜能竣功焉嗚呼此舉各郵助貲之力雖居多周次郎首唱之功固大矣、苟非周次郎任監督之責而取斡旋時借之他之勞各郵亦協力以濟物爲心則安能底成哉、抑上野之國自古稱難治然俗尙義俠至事係濟物者雖金帛之富擲之不顧、是他縣所不及、余以地方官在上野、屢稱其俗尙乃如開道之舉亦足觀其一般、余去任後數年、郵民某等請記開道顛末、因叙余所知以告世人。

明治二十七年五月

貴族院議員正三位勳二等男爵 楫取素彥撰文
貴族院議員正四位勳三等 巖谷修書

是より先、十年前、楫取縣令の開通式祝文當時の情況を詳述せり參考として茲に録す。

明治十七年五月八日新道開通式に於ける 楫取群馬縣令の祝辭

雲棧忽通すれば寶山空手にして還らず、紅梁一架すれば、大江濶歩して渡るべし、夫れ上毛勢多郡の八木原嶺は、坂路羊腸懸崖萬仞險難尤甚し、然して此路南は大間々にて四達し、東北足尾日光に通じ、毛の上下を貫く、實に山中の要路たるを以て、行旅險を冒し嶺を渡り、魚貫攀緣人馬皆困喘を極む、於是地方有志者慨然奮興遂に議を協せて、新道の開鑿に従事す嶺麓の崑險を削平し、縈紆曲折長さ貳里貳町參拾五間壹尺五寸のの通道を得たり、中間一橋を渡良瀬川に新架す、圮橋を連接して成り、長さ凡五拾間費用頗る鉅なり、地方聯合十二村は金壹萬四千九百六拾貳圓餘、鹽原の穴原組は、金六百參拾貳圓餘、別途有志者は、金九百五拾參圓餘、本縣之を補助する金千四百七拾圓餘、之を開鑿費に費す金壹萬五千七百四拾參圓餘、橋梁に費す金參千八百參拾二圓餘、總計金壹萬八千七拾五圓四拾壹錢九厘を用ゆ、之を舊道に比し距離短縮し、其險易を較するに眞に霄壤の別あり、千古の險路一朝坦途に趨く蓋し氣運の旺なる、維新

皇化の澤に頼ると雖も、地方群力の一和に非れば、焉んぞ能く斯の快舉を觀るを得ん、精神一到金石皆透ると信なる哉、輓近人智日進山には墜道あり、水には泳氣鐘あり、火船鐵路海陸に縱横す、此時に方り、益地方固有の物産を精良せば、斯郷復前日の山村に非ず、桃李不言其下自然成蹊、況んや通運既に便なるに於てをや、然れば此開鑿の果して虚費に屬せざ

楫取縣令明治十七
年新道開通式祝文

渡良瀬沿岸の交通
路一新紀元を劃し
行路難全く一掃せ
らる

廣澤村彦部家は足
利氏と關係深きは
此文書によりても
明なるべし
爾來引續き足利十
一代將軍義輝に至
るまで世々相仕へ
しは桐生地方史一
五五頁小侍從の消
息文によりても窺
ふを得べし
竹下合戦
足利尊氏直義兄弟
内訌の戰爭なり

るもの、余輩將さに刮目して大に其富庶を觀んとす、豈樂しからず乎、因て本日新道落慶の
嘉會に於て、更に前途無窮の福祉を併祝す。

明治十七年五月八日

群馬縣令 楫取素彦

斯の如く勢多郡東部地方開鑿新道と、前記山田郡川内村内、桐生大間々間の新道開鑿とに
よりて、渡良瀬川沿岸地方交通路の幹線茲に完成し、小倉峠八木原峠等の嶮路は、廢道とな
り、高津戸の渡船は橋梁となり、渡良瀬兩側の交通は、自由に往來すべく、從來行路難に苦
しみし當地方は、爲に面目を一新するに至りぬ。

(古文書)

山田郡廣澤村彦部駒雄 所藏

足利尊氏より彦部四郎宛文書

宮根路警固事所(着カ)○荒河參河三郎入道也早屬彼手可致忠節之狀如件

觀應二年十二月十八日

(尊氏) 花押

彦部四郎殿

去月七日八日於竹下合戦之砌、石堂小次郎賴次、同新九郎賴長、彦部四郎光春
先陣に進み敵七人討之候畢、早賜御證判、備後鑑以可傳子孫、依言上如件

觀應三年正月五日

荒河三河三郎入道

進上御奉行

承了花押

(古文書)

山田郡毛里田村大字只上、板橋三吾 所藏

爲東場發向義興朝臣此度潜相越候御貴殿代々御厚恩同受身有之御供可有之旨被聞召可罷越
之旨則在所へ被越候間、勢出板橋郷支度被致其外新田近邊之輩猶相組其沙汰有之旨申達候
様に候 以上

延文元年丙申五月廿七日

井彈正光任花押

新田板橋邊

南瀬口六郎殿

進上

大織冠鎌足後裔、
田原秀卿末孫
長沼六郎左衛門尉
藤原秀直二男
南瀬口六郎左衛門
太夫成儀
延文三年十月十三
日逝
法名永福院從四位
下
前武衛頼志良就大
禪定門
六郎八世の孫
板橋七郎安藝始て
金山城主横瀬に仕
ふ
四郎太夫詮次只上
に上着
詮次の子
李之助正清
館林城主榊原氏に
仕ふ
板橋氏後庭老杉の
下に
新田義興主從を祀
れる石宮あり

六郎諱は峯正、新田義貞の臣長沼六郎左衛門の二男なり、南朝後村上帝の正平十三年十月
(北朝延文三年)新田義興(義貞次男)鎌倉を謀らんとし、却て不義の徒竹澤江戸の爲に語はれ、矢口の渡に
自害す。六郎は實に此時殉死せる從臣十三人中の一人たり、六郎敵の術中に陥りしを知るや
水の底を潜りて、向の岸へ驅け上り敵三百騎の中へ走り入り、半時ばかり斬り合せ、敵五人

板橋村
今勢多郡新里村大
字なり
戸數六十餘戸

討取り、十三人に手を負はせ、同じ枕に討死をぞ遂げたりける、六郎の後裔、其住地によりて、板橋を稱し、後山田郡只上に連綿居住し、當主三吾に至る、

因云、井彈正光任は、矢口渡に義興に殉死せし井伊直秀と同族なりや、今詳かならず、此文書は矢口の變より二年前のものなり。

(古文書)

藤心郷と廣澤村

應永十一年甲申四月七日 沙彌花押の奥書ある正本文書中、藤心郷なる地名あり是れ今の山田郡廣澤村内の一部にして、今に字地に藤心の名存すと云ふ。藤心郷遂に廣澤郷に併せられ郷名を失ひしものなるべし此の如き例他にも尠からず。

(正本文書)

一、他庄に致押領地之事

飯 墓 郷	佐貫庄へ押領	新 河 郷	山上へ押領
北 鹿 田 郷	西庄へ押領	足 垂 ^(不明) 郷	藪田庄へ押領
小 泉 郷	同 前		

正本文書の藤心郷

花 香 塚 郷	同 前	藤 心 郷	同 前
木 島 郷	同 前		

以上八ヶ所

此外十七郷他庄へ相分在所分明に不存知候也

(古文書) 山田郡廣澤村彦部駒雄 所藏

とふ人のなさけにかゝるいとさくら

なからへてすむ 宿のあはれに

龍 山

本書は、近衛關白前久の詠歌にて、其箱書に近衛龍山公絲櫻詠歌と記し、亦軸に關白前嗣公前久 共永祿三年桐生御逼晋の十七字を兩行に記載せり。

(古文書) 桐生市六丁目新居小八郎 所藏

在國中馳走感悅之至、殊に送りとして、新居茂木申付られ候二人しんろうさつし入候そまつなれどきぬわた贈申候 かしこ

九月七日

きりう御館

(龍山) 花 押

近衛關白龍山公文書

(古文書)

武田信玄より足利將軍執事彦部兩士宛文書 (彦部駒雄藏)

條目

一、於于駿州山西京(不明)着万疋之御料所令進献候事

付當年者可爲累年從來年京着万疋意趣可有後口上之事

一、貴邊五千疋之所於駿劔遣之候事

付條々有口上

一、愚息四郎官途並御一字之事

付條々有口上

一、目當出頭之人數隣國之諸士書狀之認様上意御下知之由候 就之存分雇(不明)口上之事

一、從相越兩國種々於于御前致申妨之由、向後御分制之事

以上

卯月十日

一色式部少輔藤長殿

彦部雅樂頭殿

信玄花押

武田信玄文書

四郎
伊奈四郎勝頼を云ふ

藤長
義輝將軍の御供衆
雅樂頭
同外様詰衆

(古文書)

山田郡梅田村朽津幾太郎 所藏

古河公方足利義氏より新田金山城主

由良信濃守成繁に宛たる文書

急度申遣候、然者去時分者佐竹其表へ出張候處、防戰堅固故早々退散(不明)肝要心安候、仍甲衆近日出張近邊致放火之由、模様一段無心許候、併兼而仕置堅固之由候間、於備者心易候如何様被靜(不明)之上以御吏節可被仰出候、恐々謹言

十月四日

由良信濃守殿

義氏花押

(古文書)

山田郡毛里田村只上板橋三吾 所藏

如御芳札其以來志良に(不明)不申承候、無沙汰之様罷返候處懇示預候本望の至りに候、然て(不明)被(不明)御意(不明)祝着千萬文可致秘藏候自何其(不明)無御別條之由、肝要至極存候、此表境目無別條之儀候て可御心安 東口へは佐竹義重出張壬生口へ被取懸之由、其間候珍儀には自是可申達候

恐々謹言

信濃守

由良文書

九月十七日

名草殿

御報(不明)

成繁花押

名草殿
野州名草村の人か

本文書は、新田金山城主由良(元嶺瀬)信濃守成繁の發せしものに係る、宛名の人物、名草なる者、今詳かならず

參照(新田正傳或問
一、成田遠江守名草殿名代成田中務執事(毛呂因幡))

(古文書) 山田郡毛里田村只上板橋三吾 所藏

右軍勢甲乙等濫妨狼籍堅令停止畢、若於違犯之輩者、則搦捕可遂披露可處嚴科旨、被仰出候也、仍如件

奉之

戊子卯月五日

松田

小田原北條の執政
松田尾張守の文書

戊子は後陽成帝の天正十六年にて、小田原城主北條氏政の長臣武州松田城主松田尾張守秀政の主命を執達せしものにして、此頃は金山、館林兩城は北條氏に渡され、由良國繁は桐生城に退き、小俣城主澁川義勝、足利城主長尾顯長(國繁弟)等何れも小田原の麾下に屬せし時代なりとす。

(古文書) 山田郡毛里田村只上、板橋三吾 所藏

爲御元服之祝、勝太刀並青銅進上目出度候、仍御劔被遣候

謹言

中務太輔
山田郡今泉城主
名は基繁

十二月朔日

(足利義氏)
花

押

泉中務太輔殿

本文書は、御奈良帝の弘治二年丙辰、古河公方足利義氏より、元服の祝として、勝太刀及び青銅の進上に對し、其挨拶として、泉氏に劔一腰を與へられしものなり、泉中務大輔名は基繁、新田金山城主由良信濃守成繁の叔父にして、金山の東麓今泉城主たり、弟基國を養て家を繼がしむ、式云 泉氏の居館 矢田堀なりと。

(古文書) 山田郡毛里田村吉澤園田愛太郎 所藏

(舞)
龍米十郷並に園田上下之事

可任當知行於以後不相違有候謹言

(足利義氏)

四月五日

花押

横瀬信濃守殿

由良文書
古河公方足利義氏
より金山城主横濱
宛文書

本書、古河公方義氏より、其其麾下たりし新田金山城主由良信濃守成繁に、山田郡龍舞其他

の領有を認可せしものなり、年號不明なりと雖も成繁の足利義輝將軍より由良を稱するを許可せられし以前なりしなるべし。

長尾顯長
足利、館林兩城主
由良成繁の次男、
長尾氏を嗣ぐ

(古文書) 山田郡川内村東小倉 蘭田源藏 所藏
足利城主長尾顯長文書

足利城主長尾顯長文書

上彦間之儀に付而様躰申定候處則御合點之由蒙仰候萬端名草と有御談合可然様に奉頼候折節設樂式部少輔被參候間使者に申合候之間、委不及申述候條閣筆候恐々謹言。

追啓彦間之儀(畢竟か)〇〇御兩所頼入候間心安存上候 以上

七月七日

新五郎

顯長花押

小俣 參
蘭田

(古文書) 同人所藏

大島はが利長尾の臣

長尾顯長家臣大島治部少輔文書

(同人所藏)

如御書中昨日者御使に預候、御訖言之透則申上候處、乍御大儀、此度之儀者、無據御頼被成候段被仰申候如何様にも有御支度早々目出度御出陣可然候我(不明)も隨分御佗言之趣申上候へ共無了簡御頼候之間被任御意尤候恐々 謹言。

大島治少輔

長晴花押

七月十二日

(文字不明) 〇〇周防守

長重花押

(彌か) 孫次郎殿

御趣(不明)

(古文書)

勢多郡東村大字萩原字宮原の善雄寺に什物として、天海大僧正の直末狀を藏す。文中黒川村とあるによれば、渡良瀬上流地方一帶、此頃まで黒川と稱せしを知るべし。

上州勢多郡黒川村醫王山善雄寺
圓乘院法度之事

一、武州江戸東叡山令補直末了法流相續可出仕事

天海大僧正の直末
指令狀

宛名姓名不明

勢多郡東村萩原善雄寺

一、其寺爲門葉者、守本寺之下知、三季講演無懈怠可勤之付、企非儀好公事不可致一列徒黨事
一、前々門派之坊跡、不可置他宗事付、山林境内如前に可守護事
右堅可守此旨者也

寛永六年己巳二月廿二日

山門三院執行探題 大僧正 天海 印

(古文書) 同郡黒保根村上神梅 天台宗覺成寺 所藏

天海大僧正の直末指令狀

東叡山者臺嶺東海之爲本寺所令草創也依之上野州惠明山覺成寺正教院所令補直末也者抽國家安全精祈且昏之勤行不可有怠慢者也依如件

寛永十八年三月十二日

山門三院執行探題 大僧正 天海 印

(古文書) 山田郡廣澤村毒島忠孝 所藏

岩松守純より其臣毒島外記宛文書

(口繪參照)

新田治部大輔守純
大空院殿
乾泰元亨大居士
元和三年二月九日
卒

於上野之内一ヶ所可被下之由被仰出候先以満足に可存候、乍去良登爰元在府猶此上之所不自在萬推量可申殊留主中之御用走廻候由聞得候、知行於落着諸事可被相任之旨被仰出候 謹言
追て此上猶無思度計所被爲望候

正月十五日

守純 花押

ふす島外記殿(宛名の下に守純と書せり)

同上 (同人所藏)

(口繪參照)

新田治部少輔專純
は守純の子
陽徳院殿
眞如源清大居士
正保三年戊三月十二日
卒

御知行落居之上三十貫之所可被候其内可爲守護不入候 以上
壬正月九日 守純 花押
毒島外記殿

(古文書) (同人所藏)

岩松豊純より毒島外記宛文書

彼廣澤之内、一郷可相任候縱他郷成共三十貫守護不入に可被下候金内代迄無沙汰有之間敷候以上

三月十五日

豊純 花押

(口繪參照)

毒島外記殿

(同人所藏)

岩松義純より毒島勘右衛門に宛たる文書

先頃者守純豊純兩通之書出持參謹而感閱候、寔以世々依干不幸空不任知行之所之段口惜御事に候雖然相互不忘主從之由緒出入異他之處欣然之至候、猶到子孫系族迄令無斷絶者惟誠武門之可爲本意者者也、不備謹言。

三月十九日

義純花押

毒島勘右衛門殿

(古文書) (同人所藏)

賦贈 毒島七右衛門

雷信

尋訪重來二十年、後顔含笑幾千々、君臣本是如魚水、子孫共長握大權

歲在元祿戊寅暮春日

義元稿

(古文書) (同人所藏)

戊寅元祿十一年

新田岩松滿次郎義純は豊純の子、後秀純千光院殿泰巖普悦大居士延寶四年九月六日卒

(口繪参照)

元祿十五年壬午元日

鶯のはつねは空に谷よりもいつる時こそ春は來にけり

十一歳詠之

幸壽丸源義陸

欽奉和再遊于長泉禪寺之次恭祝我幸小子肇而

詠倭歌之尊韻

兼照

伏乞

吟小子歌祝鳳年 英才奇德筆頭邊 山中見紫氣新起 自是日天下奮肩

同

此地重來既六年 舉桂越石訪師邊 古今不易長泉水 賽主語終同打肩

同

長泉寺裏富新年 巷萼轉擔金閣邊 山後山前光景好 從容携杖息肱肩

元祿壬午春之日

東關武人

義元拜

幸壽丸義陸は義元の子
義元の嗣子慶純か

新田岩松滿次郎義元後富純は義純の子

瓊樹院殿
大棟元賢大居士
寛保三年亥九月十二日卒

(古文書) (同人所藏)

岩松孝純より毒島七右衛門宛の文書

新田治部大輔守純以來之書出し持參謹而拜見令感心候仍而代々儀を結ひたる所者古文書の表明白なる上今更不及演之候庶幾は子孫をして永く等閑ならすんば相續ひて孝とし忠とせん事候 謹言

明和五戊子三月

朱印 孝純花押

毒島七右衛門殿

孝純の書したる四計

一日ノ計在リ晨ニ

一年ノ計在リ春ニ

一生ノ計在リ勤ニ

一家ノ計在リ身ニ

閑湖齋孝純 朱印

明和九千辰季春七日

(古文書) (同人所藏)

岩松滿次郎道純より毒島圓二宛文書

其方先祖より傳來之

守純豊純公義純公富純公孝純公之御書、今般令持參、謹令拜閱候處、當家舊臣之由緒為瞭然外記其地に令土着候より、子孫世々舊主恩遇不令忘却、于今無等閑令立入至誠他異にして、不堪感悅之至猶以來舊恩不令忘却、永世不可有疎略もの也

滿次郎花印

天保十一年庚子二月

道純

毒島圓二殿

(古文書) (同人所藏)

岩松道純より毒島圓二に中黒紋付

麻上下を贈りし添書

今般中黒紋付麻上下壹具差遣之候間、永世被用可申候依而添書如件

滿次郎花印

天保十一年庚子四月

道純

毒島圓二との

参考(岩松家略系)

岩松氏純—守純—豊純—義純—富純—慶純—義寄—德純—道純—俊純
(秀純) (義元) 男爵

—武子 侯爵井上馨夫人
—忠純 誠丸現新男爵

(傳 説)

小中の鳥海神社と安倍宗任に関する古傳説

瓢と黍とに關聯せる宗任傳説

勢多郡東村大字小中字大平に、鳥海神社と稱する村社あり、安倍宗任を祭る、社號を鳥海と稱するは、其故地の名に因ると、或は亦宗任は上野黒川の山中に住す、即ち此地なり、黒川沿岸地方に奥澤、松島等の地名あれど、皆故國の地名を取りこものなりと。

猶傳ふて曰く、現神社の附近に於て、宗任は瓢の蔓を足にからみて倒れ、黍の切株の爲に眼を衝き遂に敗戦せり、故に今に至るまで小中の部落は、瓢と黍をば絶て耕作せぬ風習なり、神社の近くに首切松(今枯死)流間(血の流れし跡)の名存せりと。

赤峰云、渡良瀬川沿岸の地一帯を往昔黒川村又は黒川山中と稱す、是れ勢多郡黒保根村上田澤下田澤兩村の溪流集合して、小黒川と稱し、渡良瀬川に注げるを以てなり、此黒

川山中の豪族松島阿久澤等は、安部氏の譜第の臣にして、前九年の役宗任に隨ひ來りしを、源義家の命に依り、此山中を世襲の領邑として與へられ、始めて此地に土着すと、是れを以て其主宗任を祀りて、鳥海神社として崇拜せしは信すべき理由あり、宗任の此地に住せしとの傳説、並に瓢と黍との傳説は、正史に見へず、或は故國陸奥より齋らし來りし傳説なりや、如何あるべき、今考ふるの資なし。

(傳 説)

東村神戸の太郎神社と、田原太郎忠廣

勢多郡東村大字神戸^{ごうと}字宿鎮座太郎神社なる村社は、田原太郎忠廣を祀る、恰も東隣の栃木縣安蘇郡飛駒村大字貝澤の地に村社忠綱大明神あるに酷似し、頗る奇異の感なきを得ず、田原族譜(全然信する能はずと雖も)に従へば、藤姓足利又太郎忠綱の子に、赤堀又太郎忠廣なるものあり、伊勢國三重郡赤堀村に住す、由て赤堀を稱すと、而して赤堀系譜に由れば、足利又太郎忠綱男、赤堀忠廣の次男赤堀孫次郎良綱、養和元年伊勢の赤堀より上野國赤堀に移住すとあれど治承四年生年十七歳にして、平清盛の命により、宇治川の先陣をなし、源三位頼政と戦ひし忠綱に、翌年の養和元年十八歳にして、其孫良綱の伊勢の赤堀より移住すべき理なし、道元

桐生地方史
足利忠綱の條參照

赤堀氏の系譜には忠廣なるもの見えず、諸系譜頗疑はこと雖も、要するに此地方或は兩野に跨りし大族藤姓足利氏の領内にして、領民故主を偲び祭祀せしものか、猶ほ後考を俟つ。

(傳 説)

黒川山中、五蘭田城址

一に五蘭田と稱す
桐生地方史二九頁
桐生重綱の條及三
九頁參照
澤入城址
松島式部少輔入
道古伯
草木城址
高草木筑前守
神戸城址
小曾根筑後守
小中城址
松島淡路守
座間城址
橋爪修理亮

勢多郡東、黒保根兩村の境界に當りて、標高五百九十三米、頂上小平地をなせる高地にして、上田澤より溪流を併せ來れる小黒川と、渡良瀬本流との間に屹立す、地積大部は東村字關守に在りて、花輪荻原より西南間近く之を望むべし、頂上石尊祠あり、

此城主松崎左衛門は、桐生重綱に屬し、其名代となりて、武州神奈川權現山に北條早雲に應せし上田藏人入道を攻め、永正七年七月廿八日戰死せしは、既に本文に述べし所なり、一書、松崎を松島に作る、赤峯案するに松島の方寧ろ信するに近かるべし、何となれば此城亦城東方の溪谷と、渡良瀬峽谷との交叉點に在りて、黒川山中は、全く死活を制せらるべき要害の地なり、而して黒川山中の安倍氏の遺臣と傳ふる二豪、愛久澤は宿廻の城(今正圓)に據り松島は澤入城主と稱し黒川の奥に根據を有するも、今確たる松島氏城址あるを聞かず、而して松島族は小中、澤入邊に其後裔多きが如し、天正七年金山桐生勢の黒川攻撃に當り、松島

五蘭田城は松島氏の根據の城なるか

等降服の使者の一人に和久丸なる者あり、此和久丸は上田澤の湧丸わくまるのものなるべく、從て此五蘭田城周圍一帶の地は、松島氏の勢力圏なるべし、而して松崎姓の者、他に發見する能はず、同姓の子孫も未だ聞かず、左衛門の戰死の後、妻子同族に逐ひ出されしも、後、和談ありて再び城に入る等の事歴によれば、同族多き松島姓なるが如し、此城址、天正七年頃は五蘭田の寄居と稱す、事ある時此要害に集り、防禦するを例とせるものなるべし。

(傳 説)

栗生頼方

勢多郡黒保根村大字上田澤字栗生山に栗生左衛門頼方に顯友を祀れる神社あり、今田澤神社として、他の數神と合祀せらる。頼方は新田左中將義貞の四天王の一人として、聞えたる勇士なり、果して此地の出身なりや、古傳缺けて明かならず。

(傳 説)

醫光寺と赤城小沼に投ぜし赤堀氏女の帶地

同村上田澤なる涌丸わくまる字中谷戸なかついごの眞言宗高野派、涌丸山醫光寺は保延年間永嚴權少僧都の中興開基と傳へ、本尊は千手觀世音なり、此寺に彼の赤城怪説として有名なる佐波郡道元赤堀

栗生山、標高九百六十八米、赤城山の東方に在り

醫光寺銘
保延元年と刻す
昭和四年より七百九十四年前なり

赤城小沼に投ぜし
赤堀氏の少女記念
の帯地
此他に縮緬の打か
けありしが明治初
年紛失すと云ふ

氏の女、赤城小沼に投身の遺物と傳へられて、幅一尺八寸長一丈二尺の京錦織帶地を藏す、是れ常寺の小沼別當たりし因縁ありしに因る、赤堀氏の女入水の時代等に關しては研究の手懸りなし、此遺物果して信すべくんば、織物鑑定によりて時代を判別するの外なかるべし。

(傳説)

愛久澤氏由緒

明治四年三月阿久澤直道より、前橋藩廳に出したる由緒書によれば、愛久澤判官師高、奥州前九年の役、降人安倍宗任に従ひ、源義家に召具せられ、上洛の時箱根を越え、供人大勢は朝廷に對し、憚あり叶ふべからずとて、奥州への中次文便りの爲め、上野國勢多郡に住居よとせ松島愛久澤兩人の先祖、家人百人計此谷澤合の内残らず領す、是より愛久澤對馬守直定入道々(伴)範に至り、上杉管領に屬す、道範より愛久澤の愛を阿に改む。

一、對馬守直定より二代目阿久澤對馬守貴綱、

一、三代目阿久澤左馬允綱次、北條家に屬す、

一、四代目阿久澤能登守直崇、上野國勢多郡深澤の城主にて、北條家に屬する爲、北條家よりの感狀文數通有之、天正十八年小田原北條没落の後、深澤城の麓なる神梅村(上

深澤城址、
今正圓寺敷地

神梅字馬場乙一四二宅地、今も里人阿久澤屋敷と呼ぶ)に退去し、城地の跡に天台宗の菩提所を建立し、修法山正圓寺と稱し、阿久澤家代々の墓碑整然として存す、此寺後に東叡山寛永寺末となり、御朱印十五石壹斗あり。

神梅村に退去の當時、抱屋敷六百坪餘、外に山林田畑所持し、(明治十四年六月阿久澤正直の時、悉皆、須藤和三郎福田豊吉兩人に賣却す)代々神梅村に住す。

一、元文五庚申年間七月、曾祖父(八代目)專右衛門に至り、西丸徒抱入に相成追々轉役後、富士見寶藏番頭相勤申候 云々、静岡縣少屬 阿久澤直道印

現戸主愛久澤直哉しんがはる新嘉坡の護謨栽培に成功し、巨萬の産を作り、神戸市長田名倉町一丁目に住す。

(史蹟)

深澤城址

大間々、水沼間縣道を西に宿廻より十町許登れば、字城じやうと稱する約四十戸許の聚落あり其中數百年を経たる榉杉、榎の老木ある一段高き地に正圓寺なる天台宗の一寺院あり、此地舊深澤城址にして、愛久澤氏の本城たり、寺の敷地は字登城とじやうと稱し、舊本丸の地にて、左に

愛久澤氏の居城

二の丸、右に三の丸あり、前方、稍低き地に天守閣の跡ありて、右方の山脈蜿蜒大間々附近の手振山となる、此山上の見張番所と謀して連絡を取りし眺望好適の地なり、寺の左方に馬場と稱する地あり、此城前面は渡良瀬の溪谷に臨みて要害の地なるが如しと雖も、後方の搦手は赤城火山の裾野にして、高臺つゞきなるを以て、後方の守備は僅かに塹壕を存するのみにて、地形堅固と稱するを得ず。

正圓寺は、元塔の越に在りしを廢城後、城址に移りしものにて、中興開基は愛久澤家にし、中興開山は當寺廿代大阿闍梨法印なり、寺内墓地に寶篋印塔の古式のもの一二基存すれど、多くは徳川時代のもの、み、阿久澤氏累代の古碑は所在不明なるが如し、此寺明治卅二年一月十九日、全部落の大火災にて什寶古記録悉く烏有に歸し、參考すべきものなきは遺憾なり、尤も記録の幾分は、愛久澤直哉方に秘藏せるが如し。

(史蹟)

上神梅の千人塚

上神梅驛より北五

勢多郡黒保根村上神梅の字飯米場に在り、一に桐生塚と稱す。天正七年由良國繁新田桐生の兩所より兵を出し、黒川山中の松嶋阿久澤兩氏を攻む、此時の戦死者を埋葬せし塚にして

六町、縣道を西に一町程の高地に在り

後ち百七十三年を経て、正圓寺二十八世盈仙、寶曆二年に碑を建て、其冥福を祈り、其緣由を明かに記して以て、不朽に傳ふ。

碑、高四尺

幅一尺三四寸
厚八寸許

側に地藏堂一字あり

表 梵字 南 無 阿 彌 陀 佛

天正七己卯年八月二十三日戦死者幾許乃集其首埋之築塚號桐生塚與云々

裏

横 干時寶曆二壬申歲六月廿日

二十八世 正圓寺見住 三部都法傳燈大阿闍梨尊者法印盈仙

横

(傳説)

桃井の腹切石

勢多郡新里村大字新川の南方大間々伊勢崎間、縣道の東側小字桃井大屋の畑中に在り、桃井宮を祀る。側に桃けやき數樹あり、里人の説に往昔新田氏の族、桃井某此處にて切腹せりと、石宮右側に寛保二曆戌九月吉日左側に金子庄助治兵衛と刻し、側に碎けたる五輪碑あり此神、小兒の耳垂を醫すると稱し、竹筒に酒を容れて願掛するもの多し、文政七年甲申歲吉日奉○桃井宮願主小松屋要助と刻せるもの存す、荒廢甚しく、敷地は約一畝歩許、地主は下田福次郎にて、此人の説に、我家の東隣に桃井山照明院と云へる修驗あり、此もの桃井神社

新川村字名に桃井大屋なるもの存するは、大族桃井氏の住所たりしを認むべし

の祭主にして桃井の子孫なりと。

同村鑄木岩吉郎所藏古記録に

三寶院配下、桃井山南善寺照明院 在所新屋敷 當アラ宮 桃井大明神

大屋小社地 祭主照明院 新田旗下 桃井を納ると云

本村異名村主格式帳中、安養院殿 新田義重公 桃井神社祭主桃井末孫照明院 桃井山

照明院 御先祖新田末

文献乏しく、桃井の誰人なるか、明かならずと雖も、里人の傳説及古記録に、足利系にて當國群馬郡桃井郷を食みし桃井族を、新田末流とせしに由て考ふれば、或は新田方の桃井族にて、南風競はず、怨を吞んで此處に切腹せしものか。

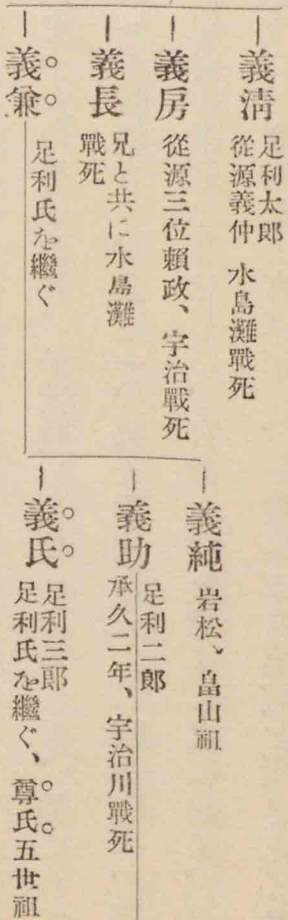
因に桃井尙義は次郎或は彌次郎と稱し、新田義貞に屬し、生品祠前旗上げの擧に加はり、南朝方の忠臣たり、系圖に元弘三年鎌倉攻に戦死すと傳ふれど、太平記に其末路を載せず、桃井直常は、宗家足利尊氏に屬し、貞治五年五月十八日越中松倉城にて病死し、其末葉越前又越中に存すと新田祖類記に傳ふ、亦大日本史に據れば、直常後足利直義に味方して、尊氏父子、に背き越中を逃れ出で、終る所を知らずとなす、其他桃井姓の史傳乏しく、今斷じ難しと雖も、南朝方桃井尙義の後裔又は其一味なるべきか、地方識者の研究を望む。

赤峯云
新川の地、新田義重義貞等に因縁を有する傳説多し、進退を共にせる桃井族亦此地に住せしものなるべきか

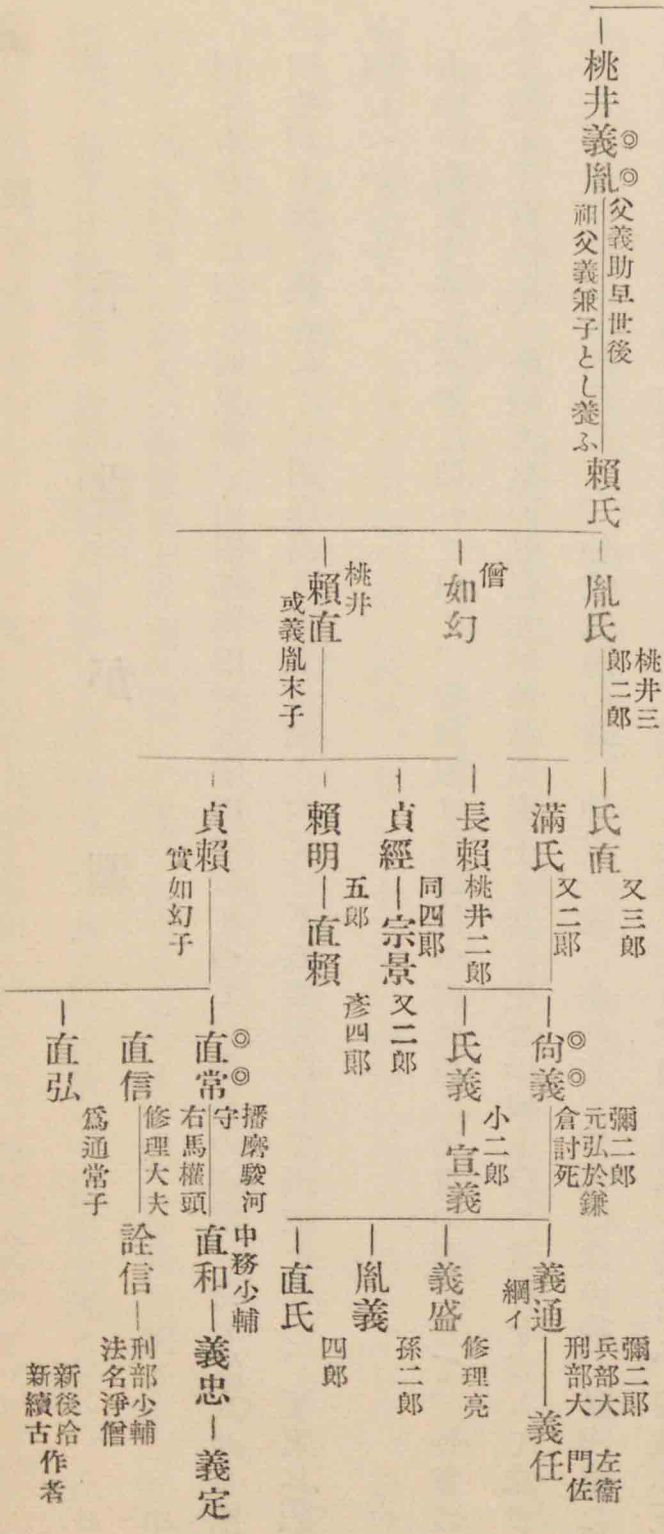
(桃井族略系 諸家大系圖 清和源氏系圖)

八幡太郎 義家三男

源義國 足利義康



後村上帝の正平十四年八月、菊池氏に從ひ筑後川役に新田一族と共に戦死せし忠臣桃井左京亮あり一に直邦とあれども譜に明かならず
桃井族南北朝時代始より宮方北朝方と分れしものなるが如し、



(傳 說)

千 世 が 淵

桐生市を北に距る四里餘、山田郡梅田村大字馬立に在つて、兩毛の國境、奇岩屹立せる所の桐生川上流の峽谷にて、兩岸高さ十五尺濶さ六尺、下流深淵にして渦流をなし、慄栗其底を臨むべからず。

山地の舊家安藏氏系譜に傳へて曰く、安藏家は從四位少將藤原の仲重の裔にして、仲重は今を遡る千百餘年、嵯峨天皇の弘仁元年妹藤原藥子と共に先帝平城上皇の重祚を謀りて誅せられし、藤原仲成の門葉なり、仲成叛逆の時、仲重一味に非れ共、仲成伏誅の後、其門葉たるの故を以て、京師の住居を憚りしにや、逃れて此地に來り、自ら姓名を變じて、安藏藤五と稱し、千世と云へる賤女を容れて一人の男子あり、千世賤しき生れなりしも、美にして貞節なり。此頃此地に白山平馬と云へる賊魁あり、梟鬼一、岩入猿熊と云ふ二賊を隨へ、惡行日に募れり、郷民大に恐怖して、追討の請願をなせしに、官數百騎を遣はし之に向ふ、平馬之を聞き、巢窟を堅固になし之を待つ、既にして官軍來り、一撃の下に巢窟を覆さんとせしが、容易に陥るゝを得ず、此時仲重官軍の將に計を上りしに、直ちに之を納れ其計をなさし

藤原仲成、
式家
藤原宇合

清成種繼

山人

仲成

藤生

綱磨

世嗣

藥子

(諸家大系圖)

仲重は仲成系圖に
發見する能はず傳
説信すべくんば仲
成の疎族ならんか

傳へ云ふ
官軍、菅原中將暫
く屯する所を御所
平といふ

を裏紋
釘拔を紋

安藏仲政、新田義
貞に従ひ、鎌倉小
袋坂に勇戦して討
死す

法名
元弘三癸酉曆五月
十八日全勝院殿一
勇宗儀大居士

む、仲重乃ち歸りて千世に謂ひて曰く、我今斯く零落せりと雖も、前身は此の如しと具さに其計を語りければ、千世直ちに諾し、裝飾を改めて愛宕山なる賊の巢窟に入る、賊魁平馬其の容色を喜び宴席に侍せしむ、千代酒色を羞むるもの、如くして、巧みに宴席を周旋す、賊徒其計を知らず牛飲して酔臥す。此時千世刀を以て賊魁平馬の胸を傷つく、平馬始て其謀あるを悟り、怒りて千世を谿谷の激流に投入れんとす、千世之と争へども、一女子のかよはき力を以ていかでか強惡の蠻力に敵するを得ん、遂に峻坂を轉落して共に慘死せり、尋で鬼一猿熊の二賊も谷に轉びて倒る、殘賊皆怖れ悉く走り散じ、容易に強賊を平定するを得たりと云ふ、由て千世が沈みし地を千世ヶ淵と云ひ、其瀑布を名けて千世の瀧と云ふ。

斯くて仲重は、此功によりて、勅免を蒙り平馬の跡式を下賜せられ、一騎打の釘拔の險を打破りし記念とて、定紋を釘拔の紋に改め、藤の字を子孫の頭字に用ふる例となしぬ、仲重十九代の孫安藏式部大輔仲政、元弘建武の役、新田義貞の家臣となり、新田郡平塚の地を賜はり在住せしが、義貞鎌倉攻に従ひ、小袋坂にて勇戦敵首五級を討ち遂に之に死す。此時淳和帝、御綸旨及び義貞の御教書を陣中に携へ、遂に紛失すと云ふ、時に仲政の嫡子藤三郎年五歳、旗下小林茂吉、濫澤多目貝等後見して輔導す。藤三郎成長して安藏金丸と稱し、大力無双の勇士にて武功少からざりき、其後裔金山城主横瀬氏に仕へ、安藏式部重邦、天正十七

安藏重邦
由其國繁に従ひ小
田原にて戦死し
弟重春、國繁に常
陸牛久に従ふ

由井正雪の一味
熊谷三郎兵衛のか
くれ家

馬首四頭を刻せる
約六尺程の石柱の
傍に石宮二個あり
熊谷夫妻の墓碑に
て、傍に使用の古
井戸存す
屋敷跡二畝歩許

年其主由良國繁に従て、三百餘騎と共に小田原に入城し、遂に此役に討死す、重邦の弟民部重春、祖先の舊地なる山地萩平の屋敷に歸り、其三子を殘し置き、自身は國繁に従ひて、常陸牛久に赴きぬ、後裔連綿、山地村の名主となり、現裔武宗に至る。

(傳 説)

熊谷三郎兵衛の住所と其墓碑

山田郡梅田村大字上久方字城の前に、慶安四年由井正雪九橋忠彌等と徳川幕府を顛覆せんと大望を企てし、熊谷三郎兵衛の世を忍びし匿れ家と其墓所と傳ふるものあり。熊谷は加藤市右衛門と共に選拔せられて、京都方面の首領たりしが、事の成らざるを知り、京都より脱走して、上久方村謂雲寺に來り、姓名を相馬三郎と變じ、筆道及び柔術等の指南をなし、大に地方人の崇敬を得、巧みに幕府の詮索の網を逃れ、此地に終れり、其存命中に上部に馬頭四個を刻せる石柱を建て、我死せば之を以て墓碑とせよと、歿するに及び、門弟等其言に従ひ祀りて相馬神と崇め、竹筒に酒を入れ參詣するもの今に絶えず、歿後程經て、相馬三郎は由井正雪の一味熊谷三郎兵衛の世を忍ぶ假の姓名なりしを知れりと云ふ、最近村内の有志相謀り毎年四月二十一日祭典を行ふに至れり、墓石は謂雲寺より三町程の北隣にて、桐生氏累

代の居城たる檜杓山城の南麓の林中にて、桐生市北一里許の地に在り。

(傳 説)

黒川の泉龍院縁起

桐生市と桐生川を隔て、栃木縣足利郡菱村字黒川に泉龍院と云へる曹洞宗の寺院あり、開山は不盡和尚と稱する有徳の僧なりと傳ふれど詳かならず、口碑によれば、天文二年六月の創立にして、不盡和尚自ら釋迦の尊像を刻みて安置せりと、後堂宇頽敗せしを以て、十一世禪豐再建す。寺の西北數町池あり、傳へ云ふ、往昔池中に蛟龍あり、常に出で、人畜を害す、里人恐怖して敢て近くものなかりしが、或る時山崩れの爲に俄然埋没し遂に其災害を免るを得たり、依て茲に一字を創立し蛟龍に因みて、田澤山泉龍院と名けたりと。

毛呂氏の上野國志に曰く、菱の中里に觀音山あり、此山居の僧玄石なる者、天正元年桐生攻に案内せし功に由り、由良成繁此泉龍院を建て玄石に與ふ、田澤山の山號は、元松田の澤と云に在りしを此地に引移せるに由ると、何れが信なりや今斷するに由なし。

菱村
泉龍院の縁起と
由良成繁

(傳 説)

小俣鷄足寺緣起

朽木縣足利郡小俣町に佛手山雞足寺と云へる眞言宗の名刹あり、寺傳に曰く、當村の良に當りて、石尊山あり、繼體天皇の朝、四月八日より鳴動すること七日間にして、忽然石佛一體湧出す、當時佛教未だ本邦に渡來せざるを以て其何佛なるを知る者なし、其後數百載を経て、平城天皇の大同三年二月十五日、又大に鳴動し、同四月八日に至りて漸く止む、時に當國都賀郡小野寺郷の出身なる慈覺大師年十五、來りて其奇を見る、其西麓峨々たる一峰あり、無數の猿猴藤葛を二峰の絶頂に結びて、橋梁の如くして慈覺を誘導す、依つて東峰に攀れば、一體の石佛儼然として坐し、其前に方七尺餘の大石ありて鳴動更に止まず、群猿藤葛を以て之を縛し、同音に久遠山林鷲峯湧出と喝を唱へて、北方深谷中に投下す、時に虚空美妙の聲あり、石佛に教文淨現す、其文に曰く、石佛世尊愛愍援佛教手援濟鷲峰湧出と慈覺心肝に銘じ、郷里に歸り、程なく比叡山に登りて傳教大師を師とし、具さに石佛湧出の狀を語る。此事平城天皇の叡聞に達し、乃ち橘左中將秀勝に勅して、其虚實を探らしむ、秀勝來りて石佛を拜し、歸りて其見聞の真相を奏上しけるに、大同四年八月勅して奈良東大

寺の住僧定惠和尚に命じ當寺を創立せしむ、定惠直ちに下向して堂宇を建立し、石佛を勸請し更に釋迦如來の尊像を刻して本尊とし、一乗山世尊寺一乗坊と號し、山王を崇めて當山の惣鎮守とす。而して寺を三品に分ちて、二十四坊を建立す、朝廷乃ち法燈の料として、小俣、葉鹿、板倉、松田、山上、大岩、五十部、今鉢の八ヶ村を賜はり、永く勅願所と定めらる。其後 文徳天皇の仁壽元年慈覺大師當寺に來住し、寺を更に金剛王院と改め、山王神社の社名を八十八社と稱へ、石佛の浮文に因みて、佛手山と號し、釋迦堂、蓮沼及び八ヶ寺を再建す。後、朱雀天皇の天慶二月二十五日に至り、平將門、下總國猿島郡石井郷に據て叛し、自ら平新皇と稱し、百官を任命し、傍近を掠略す、朝廷兵を起し之を討たしめ、且つ勅を當寺に下して賊魁を調伏せしむ、茲に於て住職常祐師、其末寺を召集して之を祈る。適満願の日、當國の押領使田原藤太秀郷平貞盛と共に將門を誅し、亂平ぐ、朝廷大に秀郷等を賞し、又當寺の祈禱其効を奏したるを嘉せられ、勅狀一通、勅宣一通、木像の五大明王、寺領一通、僧正官永旨等を賜はりぬ、此時寺號を雞足寺と改む、これ將門調伏の時、三足の雞來りて、祈禱の壇上に足跡を印し、種々の奇瑞ありしに由ると云ふ。冷泉天皇の安和元年霜月廿四日常祐師百三十六歳の長壽を保ち、當寺の良位なる山麓の洞穴に入定す、今の入定塚即是なり。

古文書其他什寶多し
名僧慈猛上人と其法弟

現住中僧正小林正盛師、當寺と肥前誕生寺住職を兼ね亦朝鮮李王家の菩提寺建立を囑託せられ、碩學高德を以て全國に聞ゆ

一に左衛門佐

雨沼、
今、相生村字天沼

矣

當寺は創立以來、天台宗なりしに、後深草天皇の建長七年、眞言宗に轉ず、是より先當國小山庄藥師寺の僧宥快上人、紀州高野山に密法の蘊奥を究め、歸國の後、慈猛上人と號して當寺に住し、高德天下に聞ゆ、慈猛は法燈第廿五代なれども、實に中興第一世と稱すべく、此後數代、名僧相繼ぎて當寺に住し、新田郡世良田郷總持寺大根郷大慶寺、邑樂郡赤岩郷光恩寺等の開山は、皆當寺の法弟にして、法方全盛を極め、實に雞足寺は兩野に於ける同流の總本山となり、遠近の候伯多く其檀越となり、歸依殊に篤かりしと云ふ。

(傳 說)

金井宗清立腹切りし跡

廣澤山脈の一高峰たる茶臼山は、新田金山城主由良信濃守成繁の見張番所の在りし所なり太左衛門諱は宗清、足輕大將として此番所を守る、天文二十二年越後の猛將上杉謙信上州野州の境目檢分として、選兵二千餘騎を引率して、新田領の北部に懸りける、宗清雨沼の邊へ驅け出で、路傍の小高き所に、馬を立て見分して控へけるに、謙信怒り我鋒先を恐れず馬上の無禮慮外なり、一人も逃すべからずとて、抜きつれて討ち懸らしめしかば、宗清叶はじとや思ひけん、足早に駒引返し、鎧を蹴立て、上廣澤字神明の森、町田が屋敷の前にて、立腹

町田屋敷と金井神遺跡全く失はる。

切て死たりけり、宗清の與力の侍、野村源七郎、梅田平九郎勇戦して退きぬ。

赤峰大正九年冬、宗清最期の跡を弔はんとして、大雪を冒して、上廣澤神明森、附近を踏査せしに、町田屋敷は既に水田となり、宗清最期の地には金井神とて、小塚を存せしが、近く是亦水田となりて其影を失ひ、里人亦此史跡を傳ふるもの稀にして、勇士宗清最期の跡、空しく世に忘れられんとす、惜むべきかな。

(傳 說)

廣澤村會我の七橋

建久四年源頼朝鎌倉武士を率ひて、富士の裾野に狩す、曾我十郎祐成、同五郎時致兄弟、其實父河津三郎祐泰の仇、工藤左衛門祐經を襲ひ之を殺し、兄祐成は戦死し、弟時致は虜られて斬らる。其縁者、如何なる因縁ありしにや、此廣澤の地に到り、兄弟の冥福供養の爲に七つの橋を架けたりと傳ふ、而して其幾つかの橋跡は今に存せりと云ふ。

(傳 說)

廣澤村式内加茂神社と源義家

白河天皇の寛治元年冬十二月出羽の夷曾清原武衡家衡等亂を起す、源義家、朝敵征伐の爲、當加茂神社へ祈誓して賊を平定す、由て凱旋西上の途次、再び參詣して奉幣の神樂を奏す。

源義家と廣澤の舞臺

廣澤の陸稻と、十日夜の餅縁起

其遺跡今猶社前にありて、字地を舞臺と稱せり。
猶傳へて曰く、此加茂神社の氏子は、陸稻おひねを作ることをなし、若し氏子にして、陸稻を栽培せば、十分實ることなく、亦實ることあるも、他に何等かの變事ありと故に恐れて今に至るも陸稻を耕作するものなしと。
亦十日夜の餅を前夜九日夜に搗く縁起、地方農家は一般に豊年祭とて、陰曆十月十日に餅搗するを例とするに此廣澤に於ては、すべて十月九日に餅搗する習慣なり、其起原は前記の如く、義家奥羽地方の亂を平定して、歸途此地に立寄りし時、一般農民は人夫として召出されければ、各自十日に搗くべき餅を繰上げ、九日の夜搗きて夫役に出でしより以來、習慣となり、以て今に及べりと云ふ。

(傳 説)

植木野宗金寺什物組板の名號

山田郡矢場川村大字植木野の宗金寺に、組板まないたの名號と稱する弘法大師の筆跡と傳ふるものあり、里人の説に往昔此地に姥ありて性甚慳貪なり、或る時、芋を池の涯に洗ふに行脚の僧ありて芋を乞ふ、姥之を惜み答へて曰く、此芋石芋にて硬くして食ふべからずと、僧去つて

赤峯云
呂樂郡赤岩の光恩寺は、弘法大師の草創にして、大師の師慧果阿闍梨より相傳の五種鈴、大師自筆の理趣經

の什物、庭内に大師の爪引地藏と稱するものあり。
石芋の傳説信すべからずと雖も大師の此地方を布教せしは信すべきが如し。

隣家に宿り、組板の裏に名號を書して去る、姥我家に歸り、洗ひし芋を煮るに更ににえず、乃ち之を池中に棄つ、其芋不思議にも復活して、莖葉を生ず、今に至りて池中に枯れず、其池は大字大町の神明の森の東北に在り、是に於て宿を借りし主人、僧を奇なりとして、組板に書する名號を見るに空海の名あり、由て弘法大師たりしを知ると、其名號は彌陀を書て、その像を直に六字に作る、書畫相資と云ふものなり、此名號往昔滿福寺と云ふ眞言寺に傳はりしを、寺斷絶の後、宗全寺に傳はれりと云ふ。

(傳 説)

只上なる村名の由來

山田郡市場村(毛里田村 大字市場)は、其名の如く、地方物資の集散市場なるを以て此名あり、此市場には、居民専らたいまつを作りて販賣し、其屑は只上の住民無賃にて貰ひ受けて、あかりとせり、依て只明ただあかりの名起り、天正以後只上郷ただあかりと改めしなりと、市場村古老久保田某の直談なり。

(傳 説)

只上村の住民、桔梗の花を嫌ひし由來

傳へ云ふ、只上郷の鎮守八幡宮は、朱雀天皇の天慶九年平將門と其弟御厨三郎將頼の靈を祀

市場と只上との地名

只上村民
桔梗の花を嫌へる
原因

る、將門の妾に桔梗の前と云へる美姫あり、隣國なる下野國押領使として、聞へたる田原藤太秀郷は、將門と相知れるを以て、時々來訪して、遂に桔梗の前と狎るに至る、偶將門叛を謀り、朝議追討の命下るや、秀郷未だ去就決せず、往て將門を訪ふ議合はず、秀郷去つて平貞盛と謀し之を攻むれども將門の軍猖獗にして戰常に利なし、此に於て秀郷桔梗の前に策を訪ひ、遂に其効を奏せりと云ふ、爰に於て村民桔梗の前の不義を惡み、延いて草花の桔梗を忌み、衣服器具等に至るまで、桔梗の模様あるものは嫌て之を用ひず、故に秋季山野に桔梗の生ずることあるも、花の咲くことなく、若し花咲くことあれば、不祥災害の前兆なりと信ぜり、故を以て村人出で、日用品を足利市に購ふや、同町商人古くより如上の縁起を知るを以て、只上の村民と見る時は決して桔梗の模様あるものは、之を示さずと云ふ。

(傳 説)

只上山下兩村石合戰の古例

只上村、山下村の
石合戰

只上の八幡神社は、渡良瀬川の南岸に在りて、野州山下村(足利郡山前村大字)と相對す。其由來明かならずと雖も毎年陰曆端午の節句の日に當り、只上、山下兩村の兒童互に集團を作り、河を挾んで相挑み、盛んに石合戰をなすを例とす其法石畚こと稱するものを作りて、盛んに相投じ

時としては、負傷者を出すこと珍しとせず、然れども翌日に至れば、互に相逢ふも決して恨を啣うむことなく、光風霽月全く前日の戰を忘れたるもの、如しと云ふ。

明治維新後危險の故を以て、其筋より禁止せられしが、未だ全く根絶するに至らず。

(傳 説)

龍舞の地名と加茂神社

山田郡の南部に龍舞村あり、今休泊村の大字なり、口碑によれば、嵯峨天皇の弘仁三年九月、武藏國羽生城主頭中將常家の家臣須影兵衛尉通吉、藏人照正猪熊守基等蜂起して國內大に亂る、時に藤原長良卿、上野國司として、國府に在りければ、朝廷長良に命じて之を討たしむ、長良勅を奉じ發するに臨み、洛北なる賀茂明神に祈誓し、來りて本營を此地に置き、利根川を前備として長蛇の陣を敷き、亦四靈の神幡を建つ、青龍は此地に白虎は新田郡小舞木村(旗宮の名今に存す)に朱雀は邑樂郡舞木村に玄武を本郡矢場村なる龜山の地に立てしに、不思議なるかな、猛風俄に起り、四方の神幡凜々又瓢々として官軍擁護の奇瑞を現はし、殊に東方に青龍の形を現はし、雲を呼び、以て凶徒の陣頭に舞ふ、雷電霹靂忽ち兩逆賊の眼を瞑す、由て官軍追伐の功速かにして、遂に羽生の庄須影の郷にて凶賊の頸を刎ね、全く東夷を定む、

藤原長良
邑樂郡瀬戸井等に
長良大明神として
祀る所あり、これ
長柄の神と同一神
なるべし長良は、
上野の守たりしこ
となく
此時代亦此の如き
叛亂なし、
恐く東夷討伐に功
ありし神徳を長良
に附會せしものか
後考を待つ、

其遺骸野に在りて、邪鬼人を惱ませるを以て之を埋葬して一寺を建て鬼嶋龍藏寺と稱す、長良、雷電の靈瑞を見て、賀茂明神の護持を感得し、青龍敵陣に舞ふの義に推し、龍舞木の郷と稱し、新田の小舞木、邑樂の舞木と共に上野三舞木の一なり更に洛北本社の幣土を撮て瑞籬を此地に崇秘し宮寶を營進す、加茂神社是なりと、龍舞木、後に木の字を省き單に龍舞と稱するに至り往時、寮米と稱せし時もありこと古文書に見ゆ

(史蹟)

園田氏の舊館牛房屋敷

舞龍村に藤姓足利族蘭田氏の舊館址に牛房屋敷と稱する字地を存す、館の外堀水涸れて僅かに凹字形を残せるのみ、佐野記録に曰く、建久五年、園田豊前入道成重なるもの、田原忠綱を斬て、龍舞入ヶ島に住すと、園田氏は、郡内、園田莊の地頭たりしが、太郎成澄の時、士所別當和田義盛に組して、北條氏に背き建暦三年五月三日、鎌倉由比ヶ浦に敗北して家衰へ、其子次郎成基蟄居するに至りぬ、子孫或は仕へ或は潜み、四郎左衛門秀澄(或は光氏)に至りて、左中將新田義重に従ひ、延元元年正月三井寺に於て足利氏と戦ひ、後各所に轉戦して、遂に延元三年閏七月、義貞と共に越前藤島(或は足羽)に戦死す、時に年三十九、後裔今に存し龍

加茂神社の西方にあり、全部楡林たり、一見豪族の館址たるを知るべし
牛房屋敷と園田族園田一に蘭田に作る

舞に住す、又曰く田原藤太秀郷より八代足利壹岐守家綱五男園田七郎成實、始て山田郡を園田莊とし、一族園田豊前入道成重龍舞入ヶ島に住す、後裔園田安房守成久、天正十八年浪人し家衰ふ。

赤峰云、園田成重の其宗家藤姓足利末路の棟梁又太郎忠綱を斬りことの説は果して如何にや、今直に信する能はず、園田成實の私領園田莊は殆んど山田郡の大部と新田郡の北部、勢多郡渡良瀬上流黒川の地方に及べるが如く、其後裔、此龍舞の外、吉澤、小倉等に土着分布し、地方に顯はれし名族たりしが、戦國時代に及び、桐生氏の爲に渡良瀬沿岸北部の地を奪はれ其西南の地方は、園田成光の時金山城主横瀬國繁(前國繁)入道宗悦と事ありて、奪はれんとし文明年間古河公方成氏に訴へ僅かに園田十八郷中其七郷の地を領せり、後金山横瀬氏に屬し成光の玄孫彌七郎俊政、永祿三年九月、金山城主由良成繁に従ひ、堀口城主那波氏を攻め、勇戦して之に死せり、天正十八年由良氏没落に當り、園田氏亦共に衰へぬ。

(傳説)

渡良瀬河道の變遷

朱雀天皇の天慶二年六月(九百九十)の洪水にて、只明村(今の只上村毛)より渡良瀬川切込み來

此年二月平將門の亂平ぐ

桐生地方史七頁足利忠綱貝澤最後の條参照

元弘元年の渡良瀬
河道大變遷

り、大納言村(今の臺の郷村
葦川村大字)を経て龍舞村に至り淵となる、今の谷廻りの深田は蓋し往古の龍
舞ヶ淵の跡ならんか、其後、元弘元年五月廿八日(約六百
年前)の大水にて、八幡山の北東に河道
を變じ、渡良瀬川以南に野州十八郷取殘さるゝに取れりと云ふ。

(傳 説)

八重笠村の大蛇

休泊村の大字に八重笠と稱する地あり、地勢凹字形をなし、古は沼澤地にして、巨蛇の潜
みじ地なりと、今を遡ること約三百年、後光明天皇の正保年中、龍舞村の松本院清安なるも
の此地に釣を垂れしに、大蛇化して小蛇に變じ、其眼恰も双鏡の如く爛々最も鋭し、蛻蚓來
りて右足を舐る、清安怪み、傳家の名劍(傳へて今
に存す)を抜き、膝の上部より逆に向て待つ、瞬時
にして、脛を呑み殆んど膝に及ばんとす、清安乃ち其寶劍を以て之を刺すや否や小蛇直に水
中に逃る、此に於て釣を收めて家に歸る、翌朝亦其處に到りしに長さ數丈の大蛇死して水上
に浮び居れりと、依りて事なく次第に排水して開墾せられしも降雨毎に水湛へ耕作を妨ぐる
こと多し。

松本院清安、大蛇
を除き沼地次第に
懇田となる

(天然物)

本地方有名の老木

吉澤
住吉神社の老杉

毛里田村大字吉澤、鎮守住吉神社本殿脇に老杉一株あり、山田郡内第一の老木と稱せらる
枝 下 約三丈 眼通 約壹丈九尺四寸

桐生常祇稻荷の檜
神木

桐生市字常祇つねぎ、稻荷神社境内の老檜あり、當祠の神木にして、桐生市街創設以前世に顯はれ
し老樹なり。

桐生今泉の人喰柳

根 圍 約三丈五尺餘 眼通 約二丈八尺 高さ 約八十尺
樹 齡 約四百四五拾年

根 廻 九尺六寸 眼通 九尺二寸
樹 齡 四百年餘

鶴ヶ谷のお藤櫻
赤峯云
山上六郎左衛門は
新田義貞十六騎の
一人なり

勢多郡新里村大字鶴ヶ谷、瀬谷善次郎庭前の櫻樹は新川お角櫻の親木と傳へ、地方稀有の老樹
たり(傳説によれば、同郡山上城主山上六郎左衛門の夫人藤野前花見の節、御藤櫻と
命名せしと、或は赤おかめと云へる女子の手植にかりおかめ櫻と稱すと)
根 圍 二丈一尺 眼通 約一丈八尺 高さ四丈八尺

勢多郡新里村大字新川 老木お角櫻 新井金作庭前 大間々驛より約十町

樹齡約三百年と稱すれど猶古かるべし、樹歴明瞭ならず、十年前より枯枝顯はる

根圍 約二丈 眼通 約一丈五尺四寸

傳説 於角櫻は、建久七年丙辰二條殿下家臣新井備後守の二男角之亟なるものあり、此地に天満宮を祭る記念として、櫻木を植じと、果して然りとせば七百三十餘年を経たるものなり、現戸主金作年五十四歳、曰く我父松之助七十餘歳にて、大正八年に歿せしが、常に我覺えて、此櫻はこぶ稍大きくなりしのみにて、樹幹の太りしを覺えずと、現戸主は新井氏十餘代の裔にて樹齡は三百年位と稱すれど、猶古かるべし。

若木、實生にて根廻五尺六寸餘

勢多郡東村小中、大蒼院の枝垂櫻

字大平なる大蒼院は、天文年間松嶋家の開基にして、山上の常廣寺未なり寺内の枝垂櫻郡中第一の稱あり。

根廻り 約二丈 眼通 約一丈五尺

渡良瀬沿岸地方史蹟 (終)

渡良瀬沿岸地方史蹟正誤表

頁	行	誤(○)	正(○)
二	六	筆力書式をもに	こもに
七	七	山田・毛里田村大字今泉	山田郡
一一	三	敬白願主	敬白願主
一四	三	庚申塔南を距る	南に距る
二二	上欄七	江戸大濡	江戸大濡
同	八	其堂曰善善我	善我
二六	二	貞享西歳	四歳
二九	八七	天正五月の頃	天正五年九月の頃
三五	上欄二	田原秀卿	秀郷
四一	八	式云	或云
四五	上欄六	(口參照)	口繪參照
五四	九	住居よこせ	せよと
六五	七	天慶二月	天慶二年
六九	上欄五	奇瑞を顯はる	奇瑞顯はる
七二	六	宗全寺	宗金寺
七三	一三	左中將新田義重	新田義貞
七四	一四	只明村	只明村
七五	上欄五	懇田となる	懇田となる

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
...

新貝藤田宗武氏史蹟五篇

昭和四年六月十二日印刷
 全四年六月十五日發行

渡良瀬沿岸地方史蹟



不許
 複製



改正定價壹圓五錢

著者	岡部福藏
發行兼印刷者	卷島勝次郎
印刷所	愛隣堂印刷所

發行所

愛隣堂印刷所

群馬縣桐生市(西桐生驛前)
 電話 十六番
 振替東京一八三六五番

24739

御 注 意

- 本は大切に扱いましょう。
- 本は転貸借はお断りします。
- 10日間の期限に必ず返して下さい。
- 本を汚損または紛失した時は同一の本
又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館

前橋市栄町10番地
(電話3008番)

